



# 滋賀の教育大綱

(第4期滋賀県教育振興基本計画)



令和5年(2023年)12月

滋賀県

● 表 紙 ●

【上 部】 題名：「みんなでのぼった伊吹山」  
作者：米原市立伊吹小学校  
第3学年 鈴木 たま さん

【右 下】 題名：「生きる 海・虹・みんな」  
作者：滋賀県立栗東高等学校  
第1学年 勝見 めぐ さん

【左 下】 題名：「爽やかで心地よい夏の朝の木陰のベンチ」  
作者：滋賀大学教育学部附属中学校  
第3学年 船寄 雅美 さん

# 滋賀の教育大綱

## (第4期滋賀県教育振興基本計画)

令和5年12月

滋賀県

## この子らと世に光を ～「滋賀の教育大綱」の策定にあたって～

まずは子どもたちに、この大綱に込められた思いを伝えたいと思います。

みなさんは、一人ひとりがかけがえのない大切な存在です。みなさんが今を大切に、将来に向かって夢を持ち、可能性を広げていくことができるようになるための教育とはどのようなものか、いろいろな方と議論し、この大綱をつくりました。

そして、私たち大人たちは、「子ども・子ども・子ども」の視点をしっかりと共有し、誰一人取り残さずに連携していこうと呼びかけたいと思います。

私たちが目指すのは、子どものために、子どもとともにつくる県政です。日々の学びや生活を通じて自分自身を形作っていく子どもたちは、一人ひとりが個性を備えた主体であり、社会の大切な構成員であり、未来への希望です。

社会が抱える課題は多様化・複雑化していると指摘されますが、私たちが直面するこうした状況は、一方では可能性と挑戦の機会でもあると捉えることができるのではないのでしょうか。誰にも当たり前とされてきた価値観から、新しい豊かさの追求へと歩いていく、そのための鍵となるのが教育です。ぜひ私たち大人も、社会の変化の中で学び続け、子どもの成長のためにできることを、一つずつ見つけて実践してまいりましょう。

これまでの3年間、私たちは新型コロナウイルス感染症との闘いを経験してきました。学校や地域で、みなさんとともに学ぶことができないという辛い経験がありました。こうした経験を通じて、私は、一人ひとりが、その弱さも含めて大事にされる社会こそ、実は住みよい社会ではないのかと考えるようになりました。

学びを通じて「わかった!」、「できた!」と喜びを実感することは、とても大事なことだと思います。しかし、学びの喜びが実感されるようになるためには、学校や地域社会において、誰もが大事にされ、「わからない」、「助けて」と弱さを表し、受け止めてもらうことができる環境が不可欠だと思います。そうした環境づくりに向けて、この大綱では、すべての人が愛情をもって子どもたちの生きる力を育むという考え方をすべての教育活動に反映させました。

私たちが暮らし学ぶ滋賀県には、日本最大の湖・琵琶湖をはじめ、里山などの山々、森林、川などの豊かな自然があります。また、田畑などの自然の中での暮らしの営みがあり、先人が紡いできた多彩な歴史と文化や、多様な人々の活躍に支えられた地域社会があります。こうした滋賀県ならではの豊富な地域資源に親しみ、体感する学びは、これからも大事にしていきたいと思っています。

子どもたちの知・徳・体をはじめ、「夢と生きる力」の育成には、これまでも注力してきた「読み解く力」や「学ぶ力」の向上の視点をしっかりと継承しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進などの視点を加味して、一層の充実を図ります。特に、学習者である子どもたちを主体に置き、一人ひとりに寄り添い、子どもたち自身の視点を生かすことを重視して、取組を進めます。

多忙が指摘される中であって、子どもたちの学びを支える教職員のみなさんに寄り添った取組を展開し、その笑顔を増やし、やりがいを高め、一層、力を発揮していただける環境をつくります。また、子どもたちの安全・安心の確保や、教育分野のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、特別な支援を必要とする子どものニーズに応える取組、各教育段階の学びをつなげる取組など、学びの環境を充実していきます。

私は、「人は人の中で人となる」という考え方を大切にしたいと思っています。新型コロナウイルス感染症との闘いを経験してきた私たちは、人と人とのつながりの大事さを再確認することができました。生涯を通じた学びにみなさんで関わる取組を通じて、一人ひとりの人生の充実や、みなさんの幸せの実現につなげます。

一方、学びたいという意欲を持っていても、その実現が困難な環境にある方々がおられます。地域でともに暮らす、外国にルーツがある方々がおられます。このような状況にある子どもたちの多様な学びの機会と安心して成長できる居場所を確保するために、県の施策を総合的に推進します。また、福祉分野なども含め、社会のみなさんと連携し、それぞれの専門性を発揮して支えていきます。こうした取組を通じて、すべての人に居場所と出番のある、誰一人取り残されることのない社会の実現を目指します。

最後に、「滋賀の教育大綱」の策定にあたり、貴重な御意見、御協力を賜りました県民の皆様、関係各位に心より御礼申し上げます。子どもたちの今と未来が希望に満ち、光り輝くものとなるように、ウェルビーイング、すなわち「三方よし」で幸せが育まれる滋賀県になるように、私もみなさんとともに「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」に取り組んでまいります。

さあ、みなさん、いっしょにがんばりましょう！

令和5年12月26日

滋賀県知事

三日月大造

# 目 次

1 計画の枠組	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画期間	1
(4) SDGsの視点の活用	2
2 計画策定の背景	3
(1) 本県教育をめぐる現状と取組の視点	3
① 未来社会を見据えた学習者主体の人づくり	3
② コロナ禍の経験から得た「気付き」	4
③ 多様化する子どもたちの状況に対応し、誰一人取り残されない学び	4
④ 高等学校段階の充実した学び	5
⑤ 教職員の資質能力の向上や教職員を支える取組	6
⑥ 生涯学習の振興や地域社会と共に取り組む学び	7
⑦ 学びを通じたウェルビーイング（幸せ）の実現	7
(2) 第3期計画の成果と課題	7
柱1 子ども一人ひとりの個性を大切に、生きる力を育む	7
柱2 社会全体で支え合い、子どもを育む	12
柱3 すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する	14
3 基本目標とサブテーマ	17
4 全体的な方向性	18
(1) すべての人が愛情をもって取り組む教育	18
(2) 学習者が主体の教育	18
(3) 滋賀に学ぶ教育	19
5 今後5年間に実施する主な施策	21
柱I 夢と生きる力を育む	22
(1) 知・徳・体を育む	22
① 確かな学力の育成	22
② 豊かな心の育成	26
③ 健やかな体の育成	28

(2) 主体的に社会へ参画できる資質能力を育む	29
① 社会参画・社会貢献意識の育成	29
② 情報活用能力の育成	32
(3) 多様な学びの機会をつくる	33
① 滋賀に学ぶ体験活動等の推進	34
② 部活動の持続可能で適切な運営への支援	36

## 柱Ⅱ 学びの基盤を支える

(1) 教職員を支え、教育力を高める	37
① 働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進	37
② 教職員の資質能力の向上	38
(2) 安心して学び、能力を発揮できる環境をつくる	40
① 子どもの心理的安全性の確保	40
② 学校安全の推進	41
③ 教育DXの推進	43
④ 学校施設の教育環境の整備	44
(3) 多様な教育ニーズに対応する	44
① 特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進	44
② 魅力ある県立高等学校づくりの推進	47
③ 私学教育の振興	48
(4) 学びを円滑につなげる	48
① 幼児教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続	48
② 大学、県立高等専門学校等の高等教育機関との連携や接続	49

## 柱Ⅲ みんなで学びに関わる

(1) 生涯を通じた学びを推進する	51
① 生涯学習の振興	51
② 読書活動の推進	53
③ 図書館を生かしたまちづくりの推進	55
(2) 地域社会で学びをつなげる	57
① 地域と共に取り組む学びの推進	57
② 企業・NPO等と共に取り組む学びの推進	58
③ 家庭と共に取り組む学びの推進	59

(3) 困難な環境等にある人の学びを支える.....	60
① 学校や家庭での学びへの支援.....	61
② 多様な学びの機会や居場所の確保.....	62
<b>6 施策の推進方法</b> .....	<b>65</b>
(1) 県における推進体制 .....	65
(2) 国および市町との連携 .....	65
(3) 進行管理 .....	65
(4) その他 .....	65
<b>7 目標</b> .....	<b>66</b>



# 1 計画の枠組

## (1) 策定の趣旨

滋賀県では、平成18年（2006年）に全部改正された教育基本法に基づき、平成21年（2009年）に「滋賀県教育振興基本計画」、平成26年（2014年）に「第2期滋賀県教育振興基本計画」、平成31年（2019年）に「第3期滋賀県教育振興基本計画」を策定してきました。一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく「滋賀の教育大綱」を、平成27年（2015年）、平成31年（2019年）にそれぞれ「滋賀県教育振興基本計画」をもって位置付けることとして策定してきました。

こうした経緯を踏まえ、これまでの計画と連続性を持たせ、政府の第4期教育振興基本計画を参酌し、教育の当事者である子どもたちからの意見も取り入れながら、総合的かつ体系的な滋賀県の教育施策の計画として本計画を策定するものです。また、本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく「滋賀の教育大綱」としても位置付けます。

この計画に基づいて教育の振興を図り、今後一層、変動性、不確実性、複雑性、あいまい性を増すと見込まれる社会情勢にしっかりと向き合い、未来の滋賀県を担う人づくりに取り組みます。

## (2) 計画の位置付け

- ・本県の教育分野の最上位の計画として、施策を総合的かつ体系的に示すものです。
- ・教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体の定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定される地方公共団体の長が定める「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」としても位置付けます。
- ・「滋賀県基本構想」を上位計画とする教育分野の部門計画です。なお「滋賀県文化振興基本方針」、「滋賀県スポーツ推進計画」など関係する他計画と整合し、関連する施策は調和されたものとしします。

## (3) 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

#### (4) SDGsの視点の活用

全ての人に質の高い教育を提供し、将来にわたり持続可能な社会の実現に資するため、本計画では、施策の随所にSDGs（持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals）<sup>1</sup>の視点を生かします。

---

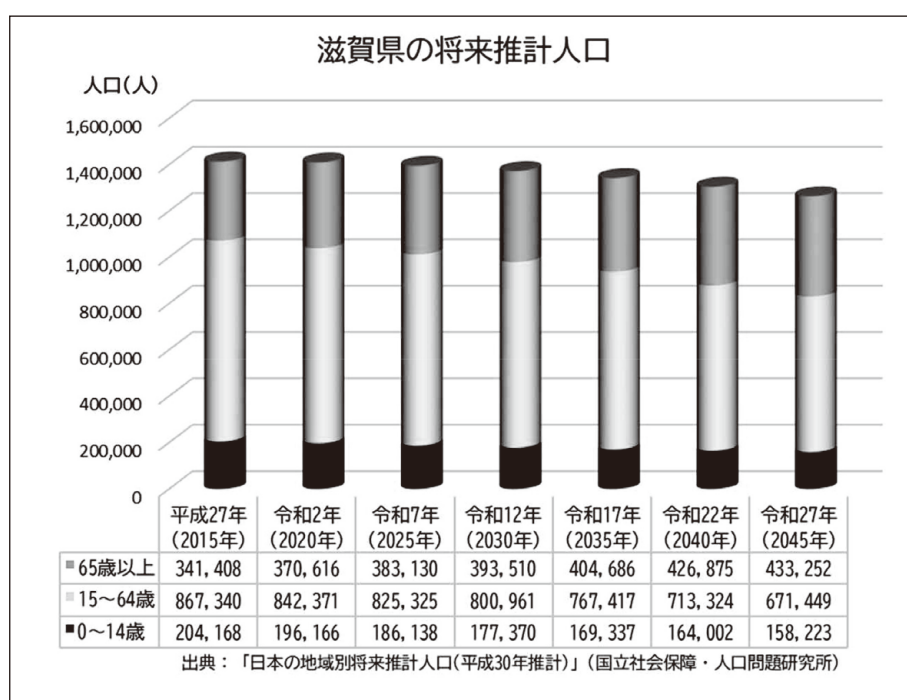
1 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

## 2 計画策定の背景

### (1) 本県教育をめぐる現状と取組の視点

#### ① 未来社会を見据えた学習者主体の人づくり

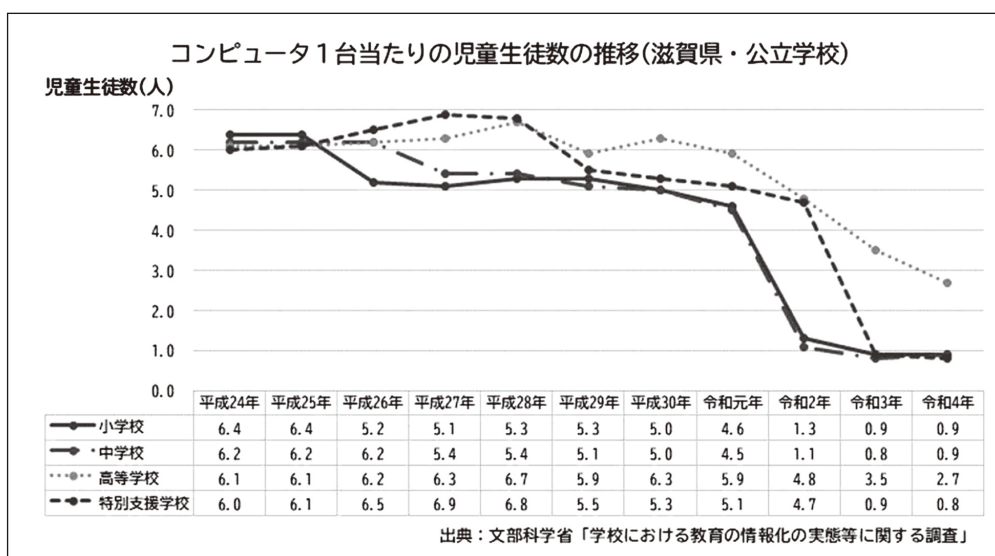
子どもたちが社会の中心になって活躍する2040年以降の未来社会を見据えると、人口減少や少子高齢化、デジタルトランスフォーメーション（DX）<sup>2</sup>などの技術革新を基盤とした社会構造の変化、グローバル化<sup>3</sup>や多極化<sup>4</sup>、地球環境問題などの一層の進行が予測され、さらに、こうした変化が、これまでの社会や制度の延長上では対応できない段階にまで至ると想定されています。こうしたVUCA（変動性、不確実性、複雑性、あいまい性）の時代<sup>5</sup>にあっては、情勢への適応だけでなく、自ら未来を切り拓いていく力が一層重要になると見込まれます。本県の教育はこれまで、「夢と生きる力」の育成に取り組んできました。この取組の継承とともに、子どもたち一人ひとりを社会を構成する主体として捉え、学習者を主体に置いた、一人ひとりの学びの最適化などに取り組むことで、多様な人々との協働の中で主体的に答えを見出しながら、時代の変化にたくましく向き合い、持続可能な社会づくりに参画する人づくりを図っていくことが重要です。



- 2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授によって提唱された概念。「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」とされる。
- 文化、経済、政治など人間の諸活動、コミュニケーションが国や地域などの地理的境界、枠組みを超えて大規模に行われるようになること。
- 一つにまとまっていた勢力が、分散して互いに対立・拮抗し合うようになること。
- Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）。米ソ冷戦終結後の不透明な世界情勢の表現から転じて、予測困難な社会情勢の変化が続出する現代の特徴を表す。

## ② コロナ禍の経験から得た「気付き」

全世界で起こったコロナ禍<sup>6</sup>は、子どもたちを中心とする学びに大きな影響を及ぼした一方で、健康の大切さ、学校などの場において共に学び交流する大切さ、本県独自の学習船「うみのこ」による教育活動をはじめとした体験的な学びの大切さ、そして一人ひとりや社会の幸せの大切さを再認識する契機となりました。また、コロナ禍に応じた学びの模索は、オンラインによる教育活動や、ICT<sup>7</sup>を組み合わせた学習教材の活用など、新たな学び方の可能性を実感する機会ともなりました。このような困難に直面する中で私たちが得た様々な「気付き」を、これからの滋賀県の教育の一層の充実につなげていくことが重要です。

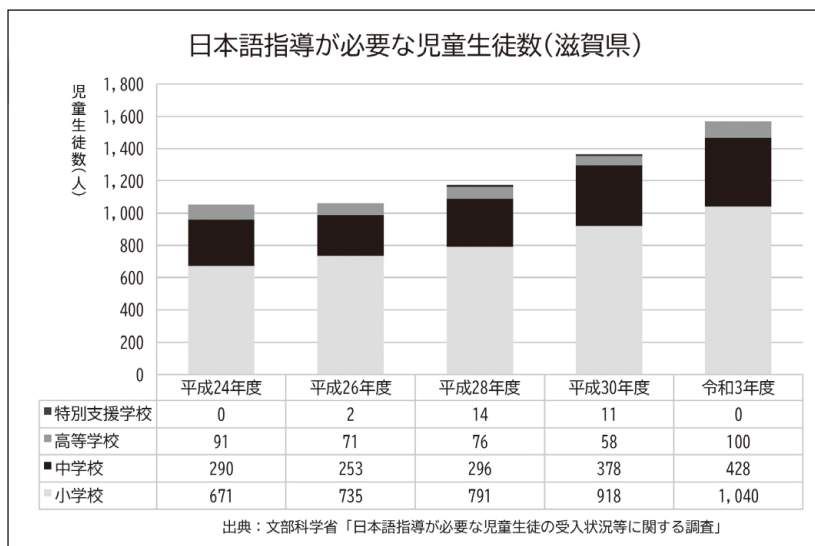
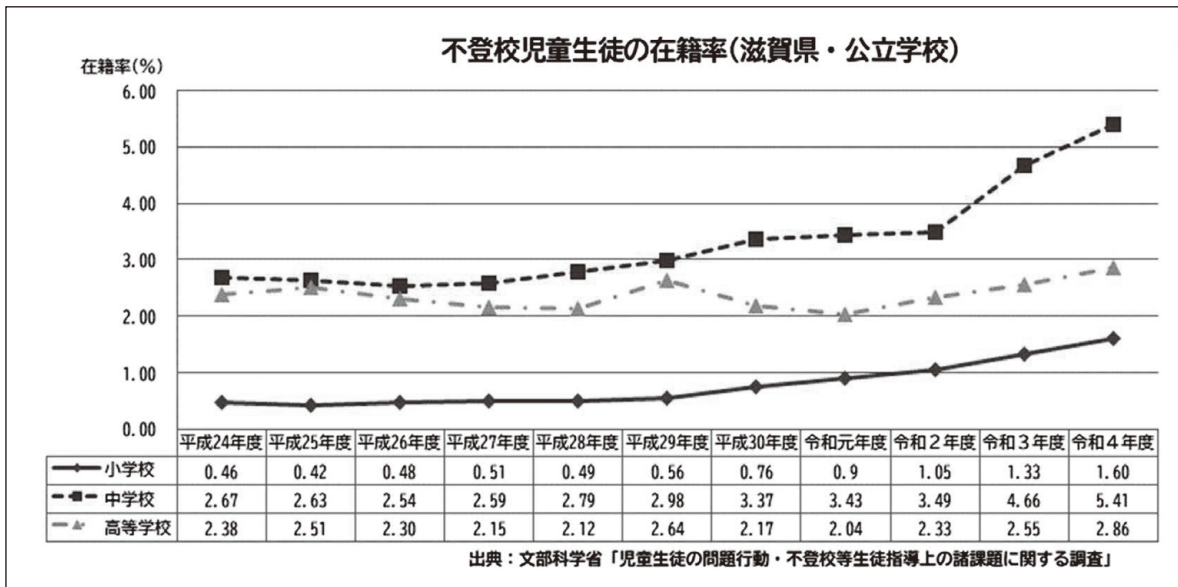
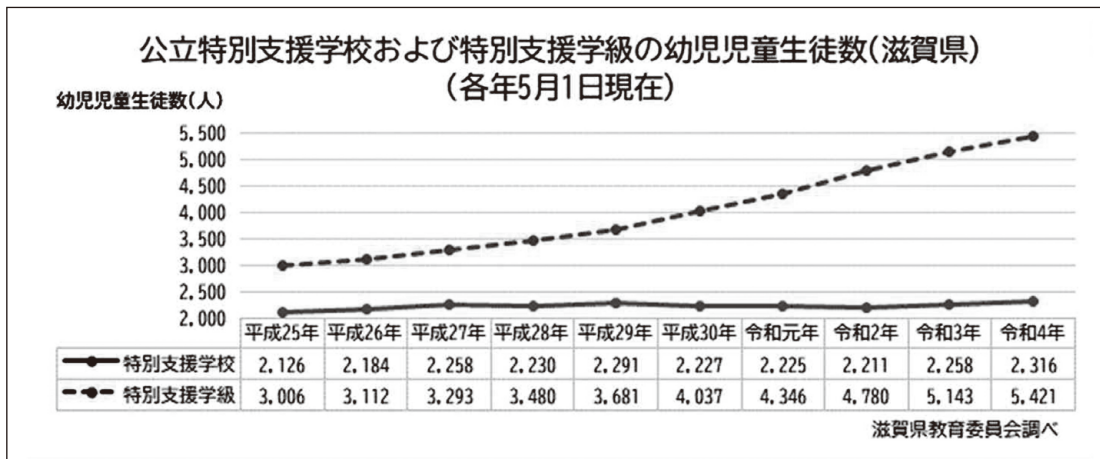


## ③ 多様化する子どもたちの状況に対応し、誰一人取り残されない学び

全国の傾向と同様に、本県においても、公立小中高等学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒が増加しています。また、令和4年度の小中高等学校の不登校児童生徒の在籍率は過去最高の水準を示すとともに、日本語指導が必要な外国人児童生徒も増加傾向にあるなど、子どもたちの置かれた状況は一層多様化する傾向にあります。特別支援教育の充実のほか、家庭の状況や、文化的・言語的背景の相違など、子どもたちが置かれている環境が学びにもたらす困難に対して、地域、福祉部門、経済界、家庭など多様な主体と連携を深めることなどにより、社会全体で多様な状況にある子どもたちを支え、学びから誰一人取り残されないようにすることが重要です。

6 いわゆる新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が招いた危機的・災厄的な状況のこと。社会的・政治的・経済的な、混乱・不安・損失などを総称した表現。

7 Information and Communication Technology の略。コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報通信技術を表す。



#### ④ 高等学校段階の充実した学び

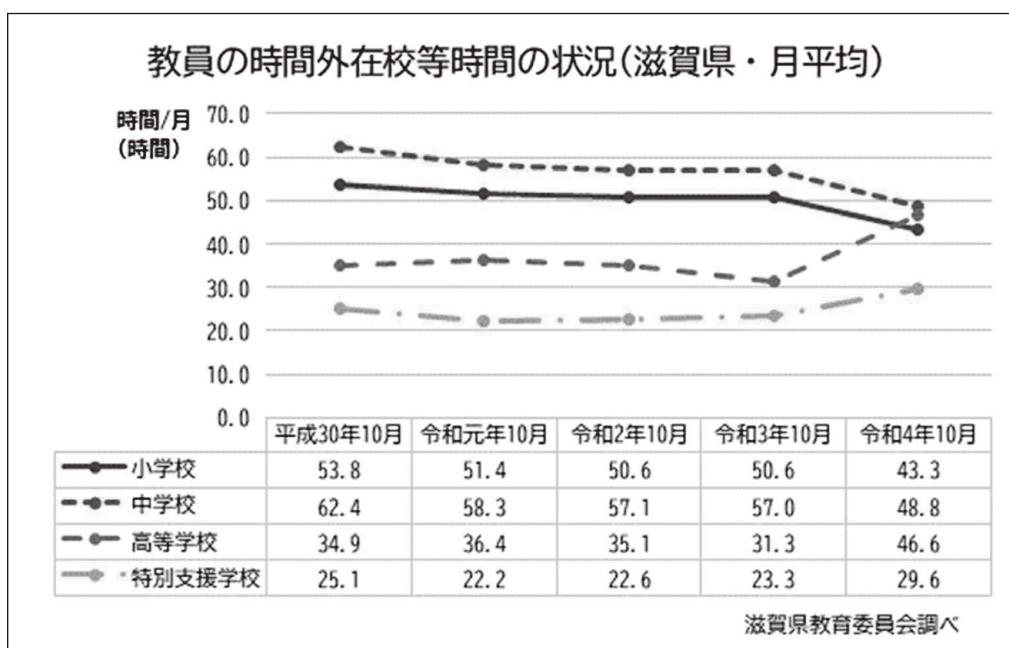
令和4年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられました。高等学校段階においては、生徒が、自己のキャリア形成と関連付けて生涯にわたって学び続けていくことができ

るよう、地域社会と連携・協働し、一人ひとりの可能性と能力を最大限に伸ばさせる学びが求められます。各高等学校では、義務教育段階の基礎的知識や技能の上に、生徒一人ひとりの好奇心や探究心を喚起し、課題を見つけて解決に向けて考え行動する教育活動を展開していくことが重要です。

## ⑤ 教職員の資質能力の向上や教職員を支える取組

学校教育を取り巻く課題が多様化、複雑化する中で、子どもたちの個々の状況に応じて一人ひとりの可能性を最大限に引き出すためには、教職員が組織的・協働的に諸課題の解決を図る力の向上が欠かせません。強い意欲と情熱をもった人材の採用とともに、OJT<sup>8</sup>および滋賀県教員のキャリアステージにおける資質の向上に関する指標<sup>9</sup>等に基づく研修の充実により、社会の激しい変化に前向きに対応でき、学び続ける教職員の育成が重要です。

一方、学校における働き方改革に取り組んできたものの、教職員の長時間勤務は解消しておらず、教職員の心身の健康を損なうおそれがあるだけでなく、教育の質の低下や、教員の人材確保にまで影響を与えかねない状況にあります。教職員が自らの能力を十分に発揮し、やりがいと働きやすさを感じられる魅力ある職場環境の構築や、教職員の笑顔が子どもたちの笑顔につながる学校づくりが重要です。



8 日常の業務に就きながら行われる教育訓練のこと。

9 滋賀県の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に勤務する教員が、自らの資質能力を把握して目標設定を行い、学びを主体的にマネジメントするための指標。また、学校や教育委員会は、研修計画の策定や、研修会等の開催など、人材育成の指標として活用するものとされる。

## ⑥ 生涯学習の振興や地域社会と共に取り組む学び

「日本では、2007年に生まれた子どもの半数が107歳より長く生きる」と指摘されるなど、人生100年時代<sup>10</sup>の本格的な到来が推測されています。長い人生を豊かなものとするために、生涯の様々な場面で学ぶ機会を充実することが重要です。また、家庭をはじめ、地域住民や企業、NPO<sup>11</sup>等は、生涯にわたる学びを支える重要な主体であり、社会のみんなで学びの充実に取り組むことが重要です。

## ⑦ 学びを通じたウェルビーイング（幸せ）の実現

諸外国においては、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがい捉える「Well-being（ウェルビーイング）」<sup>12</sup>の概念が重視されてきています。教育についても同様に、経済協力開発機構（OECD）は、「Learning Compass 2030（学びの羅針盤 2030）」<sup>13</sup>において、個人と社会のウェルビーイングを共通の“目的地”としています。これは、「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念に掲げる滋賀県基本構想とも軌を一にするものであり、本県においても、学びを通じた一人ひとりや社会のウェルビーイングの実現を方向性とすることが重要です。

## (2) 第3期計画の成果と課題

### 柱1 子ども一人ひとりの個性を大切に、生きる力を育む

#### (1) 確かな学力を育む

文章や対話などから「読み解く力」に重点を置き、子どもたちの確かな学力の育成に取り組みました。その成果は授業理解度の向上などに表れていますが、全国学力・学習状況等調査<sup>14</sup>結果によると、基礎的・基本的な知識・技能の習得に課題がみられます。「読み解く力」の育成と併せて基礎的・基本的な知識・技能の定着を図り、確かな学力へつなげていくことが求められます。

10 平均寿命の延伸により、100歳まで生きるのが当たり前になる時代がくるという考え方。英国のリンダ・グラットン教授が提唱。

11 様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

12 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものとされる。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

13 OECD,2019年5月（原文 OECD Future of Education and Skills 2030, Conceptual learning framework: Learning Compass 2030, OECD, 2019）

14 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するために、文部科学省が全国の小学校第6学年、中学校第3学年を対象として実施する調査。教科に関する調査および生活習慣や学校環境に関する質問紙調査により構成される。

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
「学びのアンケート」の「国語/算数・数学の授業の内容はよくわかる」について肯定的に回答した児童生徒の割合 (県教育委員会調べ)	小国:82.0%	小国:83.0%	小国:84.0%	小国:84.5%	小国:85.0%
	小算:82.0%	小算:83.0%	小算:84.0%	小算:84.5%	小算:85.0%
	中国:70.0%	中国:71.5%	中国:73.0%	中国:74.0%	中国:75.0%
	中数:71.0%	中数:72.0%	中数:73.0%	中数:74.0%	中数:75.0%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	小国:88.2%	小国:89.3%	小国:88.9%	小国:89.1%	
	小算:82.5%	小算:84.5%	小算:84.4%	小算:83.9%	
	中国:79.9%	中国:81.5%	中国:83.5%	中国:81.5%	
	中数:69.9%	中数:77.2%	中数:77.6%	中数:74.0%	

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
「家庭での学習や授業をとおして、問題や課題に取り組む時に、単に答えだけでなく、答えに至る過程や根拠まで説明できるようにしていますか。」の質問に肯定的な回答をした生徒の割合 (県教育委員会調べ)	高:64.0%	高:66.0%	高:68.0%	高:69.0%	高:70.0%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	高:65.2%	高:69.1%	高:71.2%	高:77.6%	

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
「教育課程の編成、評価や改善には全教職員が関わっている」に対して、「よくあてはまる」と回答した学校の割合 (県教育委員会調べ)	小:40.0%	小:45.0%	小:50.0%	小:55.0%	小:60.0%
	中:30.0%	中:35.0%	中:40.0%	中:45.0%	中:50.0%
	高:64.0%	高:68.0%	高:72.0%	高:76.0%	高:80.0%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	小:48.3%	小:57.3%	小:50.5%	小:47.7%	
	中:45.2%	中:55.8%	中:54.3%	中:53.1%	
	高:64.7%	高:72.5%	高:76.5%	高:78.4%	

## (2) 豊かな心を育む

授業をはじめ様々な教育活動を通じて、子どもたちの自尊感情<sup>15</sup>や道徳性、人権尊重意識などの豊かな心の育成に取り組むほか、いじめ防止に取り組みました。しかし、コロナ禍の影響により、他者と関わりを持たせる機会の設定が困難な時期があったことなどから、自尊感情が十分に高まっていない状況がみられます。自分も他者も大事にする豊かな心は時勢にかかわらず重要な資質であり、引き続き育成に向けた取組が求められます。

15 「生まれてきてよかった」「できることがある」「必要とされている」等、自分自身を肯定的に捉える感情。物事に積極的に取り組んだり、他者を大切にしたりする行動の基盤となると考えられる。



数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
「自分にはよいところがあると思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況等調査)	小:85.4%	小:85.8%	小:86.2%	小:86.6%	小:87.0%
	中:76.0%	中:77.0%	中:78.0%	中:79.0%	中:80.0%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	小:81.5%	調査未実施	小:77.2%	小:78.8%	
	中:71.2%	調査未実施	中:74.3%	中:76.2%	

### (3) 健やかな体を育む

生涯にわたり健康を保持増進していくために、子どもたちの健やかな体の育成に取り組みました。しかし、コロナ禍の影響を受け、スクリーンタイム<sup>16</sup>の長時間化の一方で、総運動時間が低下の傾向にあり、運動への愛好的態度が十分に高まっていない状況がみられます。心身の健康は豊かで幸せな人生に向けて欠くことのできない基礎であることから、運動や望ましい食生活の習慣化など、健やかな体の育成に向けた取組が引き続き求められます。

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小5男子:76.0%	小5男子:77.0%	小5男子:78.0%	小5男子:79.0%	小5男子:80.0%
	小5女子:57.0%	小5女子:59.0%	小5女子:61.0%	小5女子:63.0%	小5女子:64.0%
	中2男子:64.5%	中2男子:67.0%	中2男子:69.5%	中2男子:72.0%	中2男子:74.0%
	中2女子:47.0%	中2女子:49.0%	中2女子:51.0%	中2女子:53.0%	中2女子:55.0%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	小5男子:70.5%	小5男子:70.4%	小5男子:67.2%	小5男子:69.1%	
	小5女子:51.3%	小5女子:53.8%	小5女子:50.1%	小5女子:51.8%	
	中2男子:61.4%	中2男子:62.8%	中2男子:58.8%	中2男子:59.8%	
	中2女子:42.7%	中2女子:43.7%	中2女子:39.5%	中2女子:38.2%	

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生の朝食欠食率(県教育委員会調べ)	小5:2.4%	小5:2.0%	小5:1.7%	小5:1.4%	小5:1.0%
	中2:4.0%	中2:3.8%	中2:3.5%	中2:3.3%	中2:3.0%
	高2:7.8%	高2:7.1%	高2:6.4%	高2:5.7%	高2:5.0%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	小5:3.3%	小5:4.0%	小5:3.9%	小5:4.2%	
	中2:5.3%	中2:5.3%	中2:5.3%	中2:6.6%	
	高2:9.1%	高2:8.8%	高2:9.8%	高2:10.7%	

### (4) 特別支援教育の推進

通常の学級に在籍する児童生徒に対しても、特別支援教育を推進してきました。小・中・高等学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の個々の状況に応じた指導や支援を図るための「個別の指導計画」<sup>17</sup>と「個別の教育支援計画」<sup>18</sup>の作成が一定程度浸透しています。今後も保護者の参画を得た両計画の作成はもとより、

16 テレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間。

17 障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために、個々の児童生徒の実態に応じて各学校で作成される計画。

18 教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある幼児児童生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における子供の望ましい成長を促すために作成される個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するもの。

きめ細かな指導、支援に向けて、合理的配慮を講じつつその活用を図るなど、取組を推進することが求められます。

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合(特別支援学級および特別支援学校を除く。) (県教育委員会調べ)	小：100.0%	小：100.0%	小：100.0%	小：100.0%	小：100.0%
	中：100.0%	中：100.0%	中：100.0%	中：100.0%	中：100.0%
	高：92.0%	高：94.0%	高：96.0%	高：98.0%	高：100.0%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	小：97.1%	小：99.0%	小：99.9%	小：100.0%	
	中：97.1%	中：98.1%	中：99.6%	中：100.0%	
	高：91.2%	高：95.4%	高：92.7%	高：88.9%	

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合(特別支援学級および特別支援学校を除く。) (県教育委員会調べ)	小：84.0%	小：88.0%	小：92.0%	小：96.0%	小：100.0%
	中：84.0%	中：88.0%	中：92.0%	中：96.0%	中：100.0%
	高：84.0%	高：88.0%	高：92.0%	高：96.0%	高：100.0%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	小：87.5%	小：90.4%	小：95.4%	小：98.2%	
	中：84.5%	中：89.9%	中：95.2%	中：98.7%	
	高：79.1%	高：83.2%	高：80.3%	高：88.0%	

## (5) 情報活用能力の育成

図書等の活字資料とも組み合わせながらコンピュータ等を適切に用いるなど、子どもたちの情報活用能力の育成に取り組みました。国におけるGIGAスクール構想<sup>19</sup>の前倒し実施などにより、学校現場におけるICT環境の整備は飛躍的に進展しましたが、一方で、活用に自信のない教員が一定割合みられる状況にあります。教員の指導力の向上や、ICT環境を有効に活用した教育活動の推進が求められます。

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
教員が授業中にICTを活用して指導する能力について、肯定的な回答をした公立学校教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	72.0%	74.0%	76.0%	78.0%	80.0%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	60.4%	64.2%	69.7%	71.5%	

## (6) 滋賀ならではの本物体験・感動体験の推進

本県独自のびわ湖フローティングスクール児童学習航海<sup>20</sup>をはじめ、滋賀ならではの体験活動等を推進しました。コロナ禍は体験活動に顕著な影響を及ぼしましたが、

19 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することによる、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現とともに、これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出そうとするもの。

20 青少年の健全な育成および琵琶湖の環境保全を目的として、滋賀県内の全小学5年生を対象として、学習船「うみのこ」により、琵琶湖上において、船ならではの体験学習を行うもの。

様々な制約の中にあっても、びわ湖フローティングスクール児童学習航海の日帰りでの継続など、可能な限りの取組を展開しました。しかし、子どもたちの体験活動等への主体的な関心は十分に高まっていない状況であり、今後一層の体験の機会の確保や充実が求められます。

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
児童の意識調査「フローティングスクールの学習を終えて、びわ湖学習のテーマについての自分の考えを持ち、他の人に伝えることができましたか」の達成率 (県教育委員会調べ)	81%	82%	83%	83%	83%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	79.7%	79.6%	79.6%	79.4%	

## (7) 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進

多様な進路・就労の実現に向けて、インターンシップ<sup>21</sup>や地域産業との連携等に取り組みました。しかしながら、コロナ禍の影響のため、中学生チャレンジウィーク<sup>22</sup>事業の実施が難しくなるなど、子どもたちに十分な体験を実施できていない状況であり、課題対応能力やチャレンジ精神、創造性などを育むことが求められます。

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
高校3年間の間に1回以上、インターンシップ・職場体験に取り組む生徒の割合 (県教育委員会調べ)	42%	44%	46%	48%	50%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	46.2%	38.1%	40.0%	32.3%	

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
特別支援学校高等部卒業生の就職率 (県教育委員会調べ)	30%	30%	30%	30%	30%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	28.2%	26.0%	19.5%	22.7%	

## (8) 教職員の教育力を高める

教職員の教育力を高めるため、指導力の向上や学校における働き方改革等に取り組みました。しかし、依然として教員の長時間勤務の状況がみられることから、子どもたちの学びの基盤である教職員がしっかりと教育力を発揮できるよう、教職員を支えていく取組が求められます。

21 生徒が在学中に企業などにおいて自らの学習内容や将来の進路などに関連した就業体験を行うこと。

22 県内全ての公立中学2年生を対象として実施する職場体験週間。

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
「学びのアンケート」の「授業では、学級やグループの中で自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思いますか」の項目について、肯定的に回答した児童生徒の割合 (県教育委員会調べ)	小：82.0%	小：83.0%	小：84.0%	小：85.0%	小：86.0%
	中：78.0%	中：79.0%	中：80.0%	中：81.0%	中：82.0%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	小：81.6%	小：82.3%	小：82.7%	小：82.8%	
	中：80.3%	中：80.8%	中：84.2%	中：82.9%	

## (9) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実

小学校就学前の子どもの教育・保育ニーズへ対応する環境整備に取り組みました。受け皿となる保育施設等の整備は進んできましたが、小学校就学前の子どもの学びの一層の充実が求められます。

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
幼稚園・保育所・認定こども園等利用定員数 (県調べ)	60,557人	60,058人	61,076人	61,355人	61,332人
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	59,590人	60,971人	61,897人	61,449人	

## (10) 私学教育の振興

私立学校の運営への支援や、私立高等学校等生徒保護者への経済的支援に取り組みました。県内私立高等学校の定員充足率は令和2年度以降、90%を超える状況にありますが、引き続き私立学校の特色ある教育への支援が求められます。

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
私立高等学校の入学時の募集定員に対する定員充足率 (県調べ)	97%	97%	98%	98%	99%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	88.4%	91.7%	91.0%	93.6%	

## 柱2 社会全体で支え合い、子どもを育む

### (1) 家庭や地域と学校との連携・協働活動の充実

地域の教育力を生かし、幅広く地域と学校との連携・協働が充実するよう、組織的で持続可能な体制づくりを推進しました。コミュニティ・スクール（学校運営協議会<sup>23</sup>制度）を導入する学校は着実に増えています。「社会に開かれた教育課程」を実現するために効果的なコミュニティ・スクールの導入を引き続き推進することが求められます。

23 学校の管理運営の改善を図るため、保護者や地域住民等により構成され、その学校の運営に関して協議する機関として教育委員会が設置するもの。

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
学校運営協議会を設置する公立学校の割合 (県教育委員会調べ)	40%	50%	60%	70%	80%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	40.9%	46.5%	54.4%	59.2%	

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
地域学校協働活動推進員が学校と地域の連携・協働をコーディネートしている公立小中学校の割合 (県教育委員会調べ)	40%	50%	60%	70%	80%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	49.7%	52.7%	55.0%	60.7%	

## (2) 子どもの安全・安心の確保

防災教育の充実等のため、消防等との連携を推進しました。コロナ禍の影響のため一部に連携が困難な状況がありましたが、子どもの学びの充実に向けて、今後も安全や安心の確保を図ることが求められます。

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
学校防災教育アドバイザー(消防署)と連携した教育・研修を実施した学校の割合 (県教育委員会調べ)	84%	88%	92%	96%	100%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	78%	71.4%	75.3%	69.8%	

## (3) 家庭の教育力の向上

地域のつながりの希薄化や家庭環境の多様化が進む中であって、子どもたちの育ちの基礎となる家庭教育を地域全体で支える取組や、保護者の学びの機会や交流の場づくり等に取り組みました。家庭教育支援チーム<sup>24</sup>を組織する市町は着実に増えていますが、コロナ禍を経て人と人とのつながりの希薄化が加速度的に進行し、孤立しがちな保護者は増加傾向にあります。地域のみんなで家庭に寄り添い、子どもたちの学びを支えていく取組が求められます。

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
家の人との学校の出来事に関する会話の状況(「している」の割合) (R1まで全国学力・学習状況等調査、R3は県教育委員会調べ)	小：54%	小：55%	小：56%	小：58%	小：60%
	中：44%	中：45%	中：46%	中：48%	中：50%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	小：49.1%	調査未実施	小：53.5%	小：52.7%	
	中：43.3%	調査未実施	中：45.9%	中：45.3%	

24 子育て経験者をはじめとする地域の多様な人材で構成された自主的な集まり。身近な地域で子育てや家庭教育に関する相談にのったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりするほか、地域の実情に即して、学校や地域、教育委員会などの行政機関や福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教育を応援している。

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
家庭教育支援チームを組織する市町数(県教育委員会調べ)	6市町	7市町	8市町	10市町	12市町
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	6市町	7市町	8市町	11市町	

#### (4) 家庭の経済状況への対応

経済的困難など家庭の状況が多様化する中であっても、子どもたちがしっかりと学びに向かえるように、スクールカウンセラー<sup>25</sup>やスクールソーシャルワーカー<sup>26</sup>といった専門人材による支援や、福祉部門との連携に取り組みました。学校において専門人材の配置や活用は進んでいますが、不登校の増加など、子どもたちの学びを取り巻く困難な環境は多様化する傾向にあることから、支援を一層強化することが求められます。

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率(厚生労働省調べ)	93.6%	95.0%	96.4%	97.8%	99.0%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	98.3%	96.2%	93.6%	92.4%	

### 柱3 すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する

#### (1) すべての人が「共に生きる」活力ある地域を創生するための生涯学習の場の充実

地域における生涯学習の場の充実や、学びの成果が活かされる学習機会の充実に取り組みました。しかし、コロナ禍の影響により、地域での活動が制限され、地域や社会で学びの成果が十分に活用されていない状況がみられた一方、オンラインを活用した学習機会が増えており、変化する社会に対応した生涯学習の機会の充実や、地域の様々な主体が学びに関わることができる取組が求められます。

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
学びの成果を地域や社会のために活かしている人の割合(県調べ)	31.0%	32.0%	33.0%	34.0%	35.0%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	27.4%	25.5%	22.1%	22.8%	

#### (2) 柔軟で多様な生き方に対応した学び続ける機会の充実

必要な知識や技能を身に付けながら、柔軟で多様な生き方を選択できるよう、学び続ける機会の充実などに取り組みました。コロナ禍の影響による学びの機会の減少などから、仕事や就職・転職などに学びの成果を十分に活かされていない状況に

25 児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談に当たるほか、保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供などを行う臨床心理士、学校心理士等のこと。

26 社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う社会福祉士、精神保健福祉士等のこと。

ありますが、一人ひとりの豊かな生涯の実現の観点から、学びの機会の充実が求められます。

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
学びの成果を仕事や就職・転職などに生かしている人の割合 (県調べ)	33.0%	34.0%	35.0%	36.0%	37.0%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	28.6%	25.2%	23.8%	33.0%	

### (3) 滋賀ならではの学習の推進

琵琶湖に代表される豊かな自然や多彩な文化等を生かした、地域での学びの推進に取り組みました。持続可能な社会づくりに向けた、主体的に行動できる人育て等が図られてきましたが、今後も滋賀ならではの自然や文化等に親しみ、その豊かな恵みを生かした学びの推進が求められます。

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
環境保全行動実施率 (県調べ)	80%	80%	80%	80%	80%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	79%	80.8%	76.8%	86.5%	

### (4) スポーツに取り組む機会づくり

スポーツ・運動の習慣化に向けたきっかけづくりの推進などに取り組みました。成人におけるスポーツ実施率は向上する傾向にありますが、子どもの頃からの運動の習慣化に向けた取組などを通じて、一層のスポーツ・運動の活性化を図ることが求められます。

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
成人の週1回以上のスポーツ実施率 (県調べ)	44%	53%	61%	65%	65%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	44.1%	48.7%	52.0%	52.9%	

### (5) 読書活動の普及拡大と読書環境の整備

生涯を通じた学びの継続に向けて、子どもの頃からの読書習慣の定着を図るため、家庭、地域、学校それぞれにおいて読書活動の推進に取り組み、興味関心の喚起を図りましたが、子どもたちの読書習慣の定着は充分でない状況にあります。読書が学びを豊かにする観点を踏まえ、一人ひとりの状況に応じて一層の読書習慣の定着に向けた取組を推進することが求められます。

また、県民が読書に親しむ拠点として、県内公共図書館のネットワークの充実など、公共図書館の読書環境の整備に取り組みました。コロナ禍を経て、図書館においては来館型サービスとともに非来館型サービスの充実も求められます。

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たり10分以上読書している者の割合 (全国学力・学習状況等調査)	小：65.0%	小：66.0%	小：67.0%	小：68.5%	小：70.0%
	中：48.0%	中：49.5%	中：51.0%	中：53.0%	中：55.0%
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	小：63.6%	調査未実施	小：59.6%	小：57.3%	
	中：43.8%	調査未実施	中：43.1%	中：43.2%	

数値目標	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
県民1人が県立および市町立図書館で年間に借りている図書冊数 (（公社）日本図書館協会調べ)	7.84冊	7.88冊	7.92冊	7.96冊	8.00冊
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
	7.72冊	6.79冊	7.41冊	7.22冊	



### 3 基本目標とサブテーマ

#### 未来を拓く心豊かでたくましい人づくり ～「三方よし」で幸せ育む滋賀の教育～

#### (1) 基本目標：未来を拓く心豊かでたくましい人づくり

第1期滋賀県教育振興基本計画<sup>27</sup>以来、滋賀県では、豊かな人間性や社会性、自ら未来を切り拓くたくましさを育む「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を教育の最も基本的な目標としてきました。

少子化・人口減少やグローバル化の加速度的な進行が見込まれる今後の本県社会を見据えると、持続可能な社会の発展を生み出す人づくりは、教育の最大の使命です。

「夢と生きる力」を源とする豊かな人間性や社会性とたくましさを持ち、主体的に未来社会の形成に参画するとともに、生涯にわたり学び続ける人づくりを目指して、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として継承します。

#### (2) サブテーマ：「三方よし」で幸せ育む滋賀の教育

誰にも共通する「幸せでありたい」という思い。一方で幸せのあり方は一様ではありません。また、かつて滋賀から全国を舞台に活躍した近江商人が遺した「三方よし」<sup>28</sup>の理念は、人は人と関わり合いながらよき自分、よき相手、よき社会を実現していくことを、今日を生きる私たちに教えています。

諸外国で重視されてきているウェルビーイングの考え方は、本県で受け継がれてきた「三方よし」の考え方とも共通するものです。本県の教育においては、子どもたち一人ひとりの資質や能力を育み、その可能性を十分に広げていくことを通じた、それぞれの幸せの実現とともに、教育に携わる当事者である教職員や子どもの育ちの基盤である家庭等における、教育への関わりを通じた充足感による幸せの実現を図ります。さらには、一人ひとりが大切にされ、お互いを尊重し合い、関わり合う、みんなが幸せになる地域づくりに向けて、生涯学習をはじめ、様々な教育の取組を展開します。このような「三方よし」での幸せの実現を、本県の教育の目指す方向性としします。

27 計画期間：平成21年度（2009年度）から25年度（2013年度）（5年間）

28 「売り手」と「買い手」が満足するとともに、社会（「世間」）への貢献もできるのがよい商売という考え方。利益の追求のみにとどまらず、社会の幸せを願う考え方は、現代のCSR（企業の社会的責任）にもつながるという見方がある。

## 4 全体的な方向性

基本目標の達成に向けて本計画で取り組む教育施策の全体を貫く方向性を、次のとおりとします。

### (1) すべての人が愛情をもって取り組む教育

教育は連綿と社会で受け継がれてきた、人が人をつくる営みです。教育は時代に応じて様々に姿を変えてきましたが、人と人との結び付きである教育の基本として、愛情は普遍的に重要な要素です。

教育の作用としての人と人との結び付きには、教員と児童生徒の関係はもちろん、地域社会など、様々な場面での関係があります。また、生涯学習の観点からは、社会の誰もが学習支援者となり得ます。社会における連携や協働によって、より良い教育を通してより良い社会を創るという理念の実現を図る「社会に開かれた教育課程」の考え方に立ち、すべての人が愛情をもって教育に関わることが大切です。

コロナ禍の影響により、加速度的に人と人との関係が希薄化していると指摘されています。希望あふれる未来社会に向けた人づくりに当たり、改めて、愛情が教育の基本と認識することが重要となっています。

こうしたことを踏まえ、本県は、社会のみんなが、自分や相手、地域社会それぞれに対して愛情をもって教育に取り組むことで、自分を大切にし、相手を尊重し、地域に誇りと愛着を持つことができる人づくりを目指します。

### (2) 学習者が主体の教育

変化の激しい時代にしなやかに対応していく観点から、生涯にわたり主体的に学び続ける態度を育成することが重要です。また、社会の持続的な発展の観点からは、社会の形成に主体的に参画する人づくりが重要であり、子どもの頃からの学びを通じて主体性を育むことが求められます。

主体性を育むに当たっては、集団の中で他者と協働的に関わる学びとともに、それぞれが自らの状況に応じて最適化していく学びを充実することが重要です。ICTの飛躍的な進歩を背景とした社会の変容であるデジタルトランスフォーメーション（DX）が進行しており、教育分野でも学校現場のICT環境整備の進展などにより、学習者一人ひとりの状況に応じた学びが可能となってきています。

こうしたことを踏まえ、本県は、一人ひとりの学習者を学習の主役と位置付けて教育を展開し、それぞれの主体性を育むとともに、それぞれが主体的に学び、成長する過程を支援します。

併せて、社会の情報化や、人と人とのコミュニケーションの変化が一層進展することが見込まれる中であって、社会の形成に主体的に参画していくために、必要な情報を取り出し、知識を再構築していく「読み解く力」を育成します。

なお、学習者が困難な環境に置かれている場合には、近江の心の一つである糸賀一雄先生の言葉「この子らを世の光に」<sup>29</sup>の中にある、一人ひとりを大切に作る心に基づき、それぞれの状況に応じて包摂的な対応を図ります。

### (3) 滋賀に学ぶ教育

本県は母なる琵琶湖を田園、山並みなどが取り巻く豊かな自然に恵まれ、自然と共生する文化が育まれてきました。また、交通の要衝であったことなどから、幾度も歴史の表舞台に立ってきました。

また、先人たちから引き継いできた環境や一人ひとりを大切に作る心などは、現代にあっても環境保全活動や家庭・地域による福祉の実践などに息づいています。

こうした自然・歴史・文化などの「滋賀の恵み」や先人が培った「近江の心」、また県土に根ざした地域社会や企業等を独自の教材として、これまで本県は「滋賀ならではの学び」に取り組んできました。

こうした学びは、社会のデジタル化に対するリアルな体験、グローバル化に対する自身のアイデンティティ<sup>30</sup>の面からも、今後ますます重要になると見込まれます。学校教育はもとより、生涯学習のあらゆる場面で、より一層滋賀に学び、地域への誇りや愛着と、地域の課題に主体的に取り組む態度を育む教育を展開します。また、滋賀に学ぶ教育の展開を通じて、本県の豊かな恵みを未来へ引き継いでいきます。

#### 滋賀ならではの学び

- ✓ 豊かな自然（琵琶湖、川、山、田んぼ等）を大切にする学び
- ✓ 多彩な歴史・文化（文化財、祭、芸術、郷土食等）を大切にする学び
- ✓ 地域、企業等と連携した学び

29 障害がある子ども、個性に応じた自己実現があり、素材を磨き、光り輝かそうとする人間尊重の福祉の考え方。

30 自分自身や、自身の帰属する国家、文化的集団等を認識できる状態のこと。

## 近江の心

先人たちの教えを引き継ぎ、未来につなぐことで、郷土への愛着と道徳性を育てます。

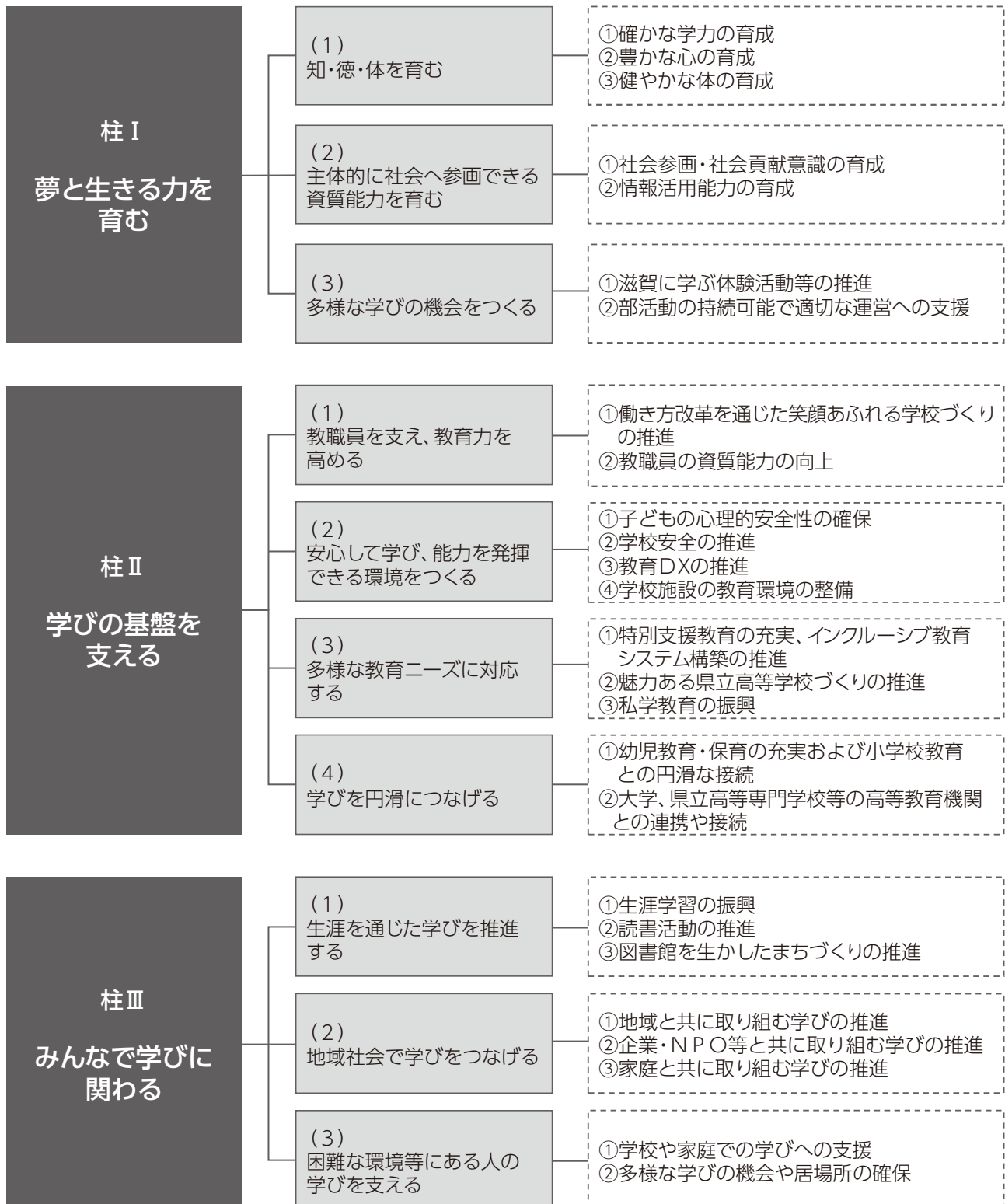
(主な教え)

- ✓ 中江藤樹先生の教えである「良知（生まれながらにして持っている美しい心）」の心
- ✓ 糸賀一雄先生の言葉である「この子らを世の光に」の考えにある一人ひとりを大切にする心
- ✓ 雨森芳洲先生の言葉である「互いに誠をもって交わろう」の考えにある異文化を理解し、誠意と真実をもって交流する心
- ✓ 近江商人の経営の理念である「三方よし」の考えにある公の心
- ✓ 琵琶湖とともに生き、自然環境を大切にする心

など、それぞれの地域で受け継がれ大切にされてきた先人の心を大切にします。

## 5 今後5年間に実施する主な施策

未来の社会の中心となる子どもたちの力の育成、学びに向けた基盤となる環境の整備、社会のみんなで取り組む学びの観点から、3つの施策の柱を設け、教育施策を総合的に推進します。



## 柱Ⅰ 夢と生きる力を育む

サブテーマの「『三方よし』で幸せ育む滋賀の教育」の実現を図るには、確固たる自己存在感<sup>31</sup>を基盤として、主体的に社会へ参画し、未来をデザインしていくことのできる人づくりが不可欠です。

このため、本県は、一人ひとりの子どもを、未来社会を支えていく主体として育てていきます。どの時代でも必要とされる知・徳・体の育成をはじめ、社会をけん引することができる資質を育成することによって、子どもたちにおいて学ぶ力の向上を図り、夢と生きる力を育みます。各学校では、子どもたちが夢と生きる力を身に付けていくことができるよう、一人ひとりに寄り添い教育活動を展開します。

また、学校内外で実施される体験的な学習活動や、学校教育の一環として行われる部活動などは、仲間とのつながりの実感などを通じて責任感、連帯感を育む多様な学びの機会となるものです。これらの機会の提供を通じて、子どもたちの夢と生きる力を育みます。

### 「夢と生きる力」と「学ぶ力」

夢と生きる力は、知・徳・体などを基盤として、夢をもって豊かな人生を送ろうとする力です。また、学ぶ力は、知・徳・体などを身に付けるとともに、生涯にわたって向上しようとする力です。本県は、子どもたちが将来にわたって夢と生きる力を発揮して幸せを実現することができるように、あらゆる教育活動を通じて子どもたちの学ぶ力の向上を図ります。

## (1) 知・徳・体を育む

幅広い知識と教養や、真理を求める態度、豊かな情操と道徳心、健やかな身体は、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代においても変わることなく必要なものです。子どもたちにおいて、これら知・徳・体をバランスよく育み、夢と生きる力の基盤を培います。

### ① 確かな学力の育成

基礎的・基本的な知識・技能や、文章や対話などから「読み解く力」、学びを深める探究的に学ぶ力を基盤として、子どもたちにおいて確かな学力を育成します。確かな学力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの推進など、効果的に教育活動を展開します。

31 肯定、否定等の認知的な評価を要せずに、自身の存在を認められる感覚のこと。

## <目標>

### ○ 授業の内容がよく分かると答えた児童生徒の割合の増加

(目標設定の考え方)

子どもたちが「わかった」「できた」と実感できる授業づくりが確かな学力の育成に重要であるため、目標として設定します。

### ○ 将来の夢や目標を持っていると答えた児童生徒の割合の増加

(目標設定の考え方)

学びの原動力として夢や目標を持つことや、学びを通じて夢や目標を発見することは確かな学力の育成において重要であるため、目標として設定します。

## <主な取組>

### i 基礎的・基本的な知識や技能の定着

- ◆ 子ども一人ひとりの状況を担任教員等が的確に把握し、主体的に学習に取り組むよう適切に指導することによって、基礎的・基本的な知識や技能が確実に習得されるよう取り組みます。
- ◆ 子どもたちに学習の振り返りを促し、知識等が定着するように取り組みます。各校の状況に応じて、授業時間外の学習の補充・支援に取り組みます。
- ◆ 「家庭学習の手引き」を活用するなどして、子どもの学習方法や学習状況を学校と家庭が共有しながら、学びの定着に向けた家庭学習に取り組みます。また、宿題の出し方や内容の工夫により、学校での学びを踏まえた家庭学習となるよう取り組みます。

### ii 読み解く力の育成

- ◆ ①必要な情報を確かに取り出す(発見・蓄積)、②情報を比較し、関連付けて整理する(分析・整理)、③自分なりに解決し、知識を再構築する(再構築)の3段階のプロセスにより、読み解く力の視点を踏まえた授業づくりを推進・充実します。
- ◆ 子ども一人ひとりの「読み解く力」の育成に向けて、市町教育委員会と連携して実践的な研究・研修を行うことにより、県全体に「読み解く力」の育成の取組を広げます。また、教員による「読み解く力」の指導を支えるため、指導方法や教材等の研究とともに、指導力の向上を図る研修を一体的に進めます。
- ◆ 豊かな語彙を獲得し、多くの知識に触れ、情緒や豊かな想像力を育むことで「読み解く力」の基礎となる言語能力を身に付けられるように、小学校就学前から発達段階に応じて読書習慣の定着を支援し、子どもの読書活動を充実します。

## 読み解く力

読み解く力には、文章や情報を正確に読み解き理解する力と、相手の言葉やしぐさ、表情から、相手の意図や思いを読み解き理解する力の2つの側面があるものと捉えています。そして、その両面から「必要な情報を確かに取り出す」、「情報を比較し、関連付けて（自分と結び付けて）整理する」、「自分なりに解決し、知識を再構築する」というプロセスを、どの発達段階においても意識して「読み解く力」を育成していくことが大切であると考えています。

### iii 探究的に学ぶ力の育成

- ◆ 総合的な学習(探究)の時間等を活用して、読み解く力をもとに、子どもが自ら問いを見だし、探究的に学ぶ力を育成します。
- ◆ 課題を深く考察する機会を設けるなどして、子どもが自ら問題を見つけ、さらにその問題を自ら解決する課題探究型学習に取り組みます。

### iv 指導体制の整備

- ◆ 少人数学級編制や習熟度等に応じた少人数指導により、子どもの状況に応じたきめ細かな指導に取り組み、学びの充実を図ります。
- ◆ 日常の事象や身近な事柄に基礎を置いて学習を進める小学校における学習指導の特長を生かしながら、義務教育9年間を見通して専門性を生かした教科指導を展開するため、小学校高学年における教科担任制の実施体制づくりに取り組みます。
- ◆ 市町教育委員会とも協力して、指導主事<sup>32</sup>が学校へ指導、助言を行い、教育活動の充実を図ります。
- ◆ 学校内の研究の活性化による組織的な授業改善とともに、若手教員へのOJTを推進し、教員の指導力の向上を図ります。

### v カリキュラム・マネジメントや教科等横断的な学びの充実

- ◆ 各学校において子どもの姿や地域の現状等に基づき、教科を越えて必要な学習内容を組み合わせて教育課程を編成するカリキュラム・マネジメントを充実し、学習の効果の最大化を図ります。
- ◆ 教育課程の実施状況の評価を踏まえて改善を図り、校内体制の他、地域との連携・協働の仕組みも活用しながらカリキュラム・マネジメントに取り組み、授業をはじめとした教育活動の質の向上を図ります。

32 教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する教育委員会事務局の職員。



- ◆ 企業や高等教育機関等とも連携・協働しながら、S T E A M教育<sup>33</sup>等の教科等横断的な学びの充実に取り組みます。

#### vi 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

- ◆ 日々の学びの状況や客観的なデータなどから子ども一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度等を把握し、I C Tを積極的に活用しながら、つまづいた箇所を繰り返し学ぶ機会を設定するなど、その状況に応じた指導の個別化に取り組み、学習内容の確実な定着を図ります。
- ◆ 子どもの興味・関心・将来の希望等に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行うなどして、子ども自身が学習が最適となるよう調整する学習の個性化に取り組み、学習内容の理解の深化を図ります。
- ◆ 多様な意見を共有しつつ合意形成を図る話し合い活動を設定するなど、子ども同士や多様な他者との協働的な学びに取り組み、他者を尊重する心などの資質能力を育みます。
- ◆ 上記の個別最適な学びと協働的な学びを適切に組み合わせ、それぞれの利点を生かし、相互に成果を還元するなどして、一体的に充実が図られるよう取り組みます。

#### vii 主体的・対話的で深い学びの推進

- ◆ 子どもが学ぶことに興味や関心をもち、子どもが自分の将来の希望や実生活と関連付けながら、粘り強く取り組み、学習活動を振り返って手ごたえを積み重ね、次の学習への興味や関心につなげることができる、主体的な学びに取り組みます。
- ◆ 子ども同士の話し合い・教え合い活動や近江の先人の知恵を手掛かりに考えることなどを通じて、自分の考えを広げ深める、対話的な学びに取り組みます。
- ◆ 各教科等に応じた見方・考え方を働かせながら、身に付けた知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して自分の考えを形成し、課題の解決策を考えたりする、深い学びに取り組みます。

---

33 Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Arts (芸術)、Mathematics (数学) の5科目の頭文字から成る言葉。さらにリベラル・アーツ(liberal Arts)の考えを採り入れた幅広い教養も含めるなど、文系、理系の枠を超え、実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育とされる。

## ② 豊かな心の育成

子どもが権利の主体として尊重されることを通じて、豊かな人間性や社会性を育みます。また、「滋賀の恵み」に触れ、「近江の心」に学びながら、子どもたちにおいて、愛情、正義感、責任感、自他の尊重、人間関係を築く力などを育み、人格の根幹の形成とともに、幸せを実感できる豊かな情操を培います。

### <目標>

#### ○ 自分には良いところがあると答えた児童生徒の割合の増加

(目標設定の考え方)

自分を大切に思う自尊感情が豊かな心の育成に当たり重要であるため、目標として設定します。

#### ○ 人が困っているときは、進んで助けている児童生徒の割合の増加

(目標設定の考え方)

周囲の人を積極的に助けようとする態度は豊かな心の育成に当たり重要であるため、目標として設定します。

### <主な取組>

#### i 子どもの権利の尊重・利益の擁護

- ◆ 児童の権利に関する条約<sup>34</sup>やこども基本法<sup>35</sup>等を踏まえ、教育活動を通じて、子どもの最善の利益が優先して考慮される社会の実現に取り組みます。
- ◆ 子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することができるよう、子どもの権利等の理解促進や、子どもが安心して学び、意見を表明できる環境の整備などに取り組みます。

#### ii 自尊感情の育成

- ◆ 一人ひとりを大切に「授業づくり」、「仲間づくり」、「環境づくり」を通じて、自尊感情を育成します。特に、困難な状況にある子どもに対して、関係機関等と連携した支援の充実を図ります。
- ◆ 子ども同士や大人との関わり合いを通じて、子ども自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、多様な個のあり方を認め合うことのできる集団づくりを推進します。

34 児童(18歳未満の者)の権利について定める国際条約。「子どもの権利条約」とも言われる。平成元年(1989年)11月20日に第44回国連総会で採択され、日本国内では平成6年(1994年)5月22日から効力が発生している。

35 令和4年法律第77号。こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法であり、令和5年4月1日施行。

### iii コミュニケーション能力の育成

- ◆ 国語科などの言語学習をはじめ、あらゆる教育活動において、相手の立場に立って互いを理解したり、自分の気持ちや考えを適切に伝えたりすることができる力を育成します。
- ◆ 外国語の学習においては、言語の習得に向けた学習にとどまらず、実際に言語を使ったり、外国人や外国の文化に接したりする機会を設けることで、異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するコミュニケーション能力の育成とともに、多文化共生への理解を促進します。

### iv 道徳教育の推進

- ◆ 特別の教科である道徳を要として、教育活動全体を通じて、自身の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育を推進します。校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進教師<sup>36</sup>を中心とした指導体制を構築します。

### v 人権教育の推進

- ◆ すべての教育活動を通じて、子どもの感性や人権感覚を育む人権教育の深化を図ります。
- ◆ 人権についての正しい理解を深めるため、差別の不合理性の認識とともに、人権獲得の歴史や生き様に学ぶ人権学習を充実させます。
- ◆ 課題解決に向けた実践的態度を育成するため、「参加・協力・体験」的な学びを通じて、主体的に多様な人とつながっていけるよう授業改善に取り組みます。
- ◆ 子どもが日常的に人権感覚を高めていくために、指導力の向上を図る研修や日々の実践研究を通じて、教職員自身の人権感覚を高めます。

### vi 発達支持的生徒指導の推進

- ◆ 課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、すべての児童生徒を対象として、自発的、自主的に自らを発達させていくことを尊重し、学校や教職員はその発達の過程を支える発達支持的生徒指導に取り組みます。

---

36 学校において、道徳教育の推進を中心的に担う教員。

## vii 生命（いのち）の安全教育の推進

- ◆ 生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指し、発達の段階に応じて「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育に取り組みます。

### ③ 健やかな体の育成

幸せの実現の基礎である健康を生涯にわたって保持増進し、運動やスポーツに親しめるように、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ(第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会)をはじめとする大規模大会を契機としたスポーツに対する機運の高揚とも連動させながら、学校体育の充実等により運動習慣の確立を図ります。

また、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の習得に向けた食育<sup>37</sup>や、健康についての理解、健康課題の解決について学ぶ保健教育と学校保健を推進します。

#### <目標>

- 運動・スポーツが苦手(嫌い)な傾向にある児童生徒向けの取組、または能力差に応じた取組を行っている学校の割合の増加  
(目標設定の考え方)

運動が苦手な子どもなど、それぞれの状況に応じて取り組むことが健やかな体の育成に当たり重要であるため、目標として設定します。

#### <主な取組>

##### i 学校体育を中心とした運動の習慣化の促進

- ◆ 運動への愛好的な態度を高め、運動の習慣化を図るため、個に応じた授業展開ができるよう、授業改善に取り組みます。子ども一人ひとりが「できた」「わかった」と実感できる体育授業の推進を核として、小学校における「健やかタイム」<sup>38</sup>の実施など、学校教育全体を通じて、運動の習慣化を図ります。

37 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てるもの。

38 各小学校において、体を使った運動遊びを習慣化し、1日の運動時間が増えていくことを目的とする、学校の実情に応じた取組。

- ◆ 体育授業の学習内容については、教科等の横断的な視点とともに、学年相互の関連を図るなど、発達段階に応じた系統的な教育課程の編成に取り組みます。
- ◆ 運動が得意でない子どもにおいても運動を楽しく感じて取り組むことができるようになる視点から、教員の指導力の向上に取り組み、体育授業の充実を図ります。併せて、体育の宿題、運動教材の提供など、学校外での運動に親しむ機会の促進に取り組み、運動の習慣化を図ります。

## ii 保健教育および学校保健の推進

- ◆ 生涯を通じた心身の健康の保持増進や、感染症、肥満・痩身、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患、がん、薬物乱用防止など、複雑化・多様化する子どもたちの現代的な健康課題に対応するため、体系的な保健教育を推進します。

## iii 食育の推進

- ◆ 食の自己管理や望ましい食習慣の習得に向けて各学校で作成した「食に関する指導の全体計画」に基づき、学校教育活動全体で食育を推進します。また、子どもの生活習慣の改善・向上を図るため、食に関する指導教材等を活用した指導を周知し、家庭や地域との連携を推進します。
- ◆ 食育推進の中核となる栄養教諭等の資質向上を図り、栄養教諭等と学級担任、教科担任が連携して、教科等における食に関する指導の一層の充実に取り組みます。
- ◆ 安全・安心で栄養バランスのとれた豊かな食事を提供するとともに、学校給食の献立に教科等で扱う教材・食材や地場産物を活用したり、滋賀に根ざした豊かな郷土食や行事食を提供したりする等、学校給食を「生きた教材」とした食育に取り組みます。

## (2) 主体的に社会へ参画できる資質能力を育む

社会の変化を前向きにとらえ、主体的に社会形成に参画していく人づくりに向けて、必要となる資質能力を育みます。

### ① 社会参画・社会貢献意識の育成

社会を構成する一員として主体的に社会形成に参画していくために必要な資質能力を育むほか、社会をより良くするために貢献しようとする意識を育成します。

## <目標>

### ○ インターンシップに参加した高等学校生徒の割合の増加

#### (目標設定の考え方)

インターンシップに挑戦して働くことを体感することは、将来の社会参画や社会貢献において有益であるため、目標として設定します。

### ○ 海外留学をした高等学校生徒の増加

#### (目標設定の考え方)

海外留学に挑戦してグローバル社会を実感することは、将来の社会参画や社会貢献に有益であるため、目標として設定します。

## <主な取組>

### i 主権者教育等の推進

- ◆ 社会の形成に主体的に参画する主権者として、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階に応じて身に付けられるよう、総合的に主権者教育<sup>39</sup>に取り組みます。
- ◆ 自主的に校内のルールを検討したり、地域や学校間の交流を深めたりするなどして、各学校の生徒会活動の活性化を促進し、社会の形成者として主体的に参画しようとする資質能力の育成に取り組みます。
- ◆ 高等学校公民科の科目「公共」において、現代の諸課題に関する理解のほか、諸課題の解決に向けた考え方や主体的に解決しようとする態度などの育成に取り組みます。
- ◆ 将来の自立した社会生活を見据え、社会科や家庭科など関連する教科において、消費者教育<sup>40</sup>や金融教育<sup>41</sup>に取り組みます。

### ii 外国語教育の充実およびグローバル社会で活躍するための学びの充実

- ◆ A L T<sup>42</sup>等のネイティブスピーカーも活用するなどして、英語をはじめとする外国語の学びを充実し、知識とともにコミュニケーションに活用できる技能や、日常的话题や社会的な話題の表現、外国の文化への理解などを含め、様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる素養を育みます。

39 国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと。

40 一人ひとりが自立した消費者として、安心して安全で豊かな消費生活を営むための教育。

41 お金や金融の様々なはたらきを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育。

42 Assistant Language Teacher の略称。外国語が母語である外国語指導助手のこと。

- ◆ 自身のアイデンティティの確立を基盤として、グローバル化する社会で活躍できる資質能力を育成するため、ICTを有効に活用しながら国際交流を推進したり、国際バカロレアなど特色ある教育を県立高等学校で展開したりします。
- ◆ 高校生の海外留学の促進などにより、地域にイノベーション<sup>43</sup>を起こすことができるグローバル探究リーダーの育成に取り組みます。

### iii キャリア教育、起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

- ◆ 子ども一人ひとりが、将来、社会的・職業的に自立することを目指し、主体的に将来を設計できるようにするため、基盤となる自身の自己有用感を育み、職業や働くことへの関心を高め、勤労観・職業観等の形成を図るとともに、生涯にわたるキャリア形成に必要な能力や態度を育成します。
- ◆ 小学校における社会見学や体験活動、中学校における「中学生チャレンジウィーク」を推進します。高等学校では地元企業と連携したインターンシップなどの体験を重視するなど、各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育<sup>44</sup>に取り組みます。
- ◆ 子ども自身が各学校段階での学びや体験の軌跡を記録することで、将来のキャリア形成と自己実現につなげることができるよう、キャリア・パスポート<sup>45</sup>の活用を図ります。
- ◆ 学校ごとに育成しようとする能力や態度の目標を定め、適切に評価を行い、学校や地域の状況に応じたキャリア教育を推進します。また、外部人材を活用する取組の充実を図り、地域の人々と地域課題を解決する協働した取組等を推進します。
- ◆ 障害のある子どもの自己肯定感を高め、自分らしい生き方を実現できるよう、早期の段階から卒業後を見通した指導と支援を行うなど、将来の進路や社会的・職業的自立を見据えたキャリア教育に取り組みます。
- ◆ 職業教育においては、産業界および地域の企業等と連携しながら、社会の変化や経済の動向に対応できる資質や能力のほか、伝統的技術や地場産業を含む滋賀の産業を支える職業人として、高度な専門的知識、技能、能力や態度の育成に取り組みます。

43 新たな考え方や技術を取り入れて新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や刷新、変革をもたらすこと。

44 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

45 児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ。

- ◆ 特別支援学校高等部生徒の就労意欲を高め、働くために必要となる専門的な技能や実践力を身に付けることができるようにするため、企業等の知見を生かしながら授業の改善を図るとともに、「しがしごと検定」<sup>46</sup>の実施や企業等での就業体験に取り組みます。
- ◆ 企業や高等教育機関などと連携しながら、起業家精神（アントレプレナーシップ）<sup>47</sup>を育む学びに取り組みます。

#### iv 社会的な課題に関する教育の推進

- ◆ 持続可能な開発のための目標（SDGs）の実現に向けて、国内外の学校間の交流や、地域の多様な関係者との連携などにより、持続可能な開発のための教育（ESD）<sup>48</sup>に取り組みます。
- ◆ 現在の社会が抱える多種・多様な環境課題（問題）を解決し、持続可能な社会を実現するために、滋賀県環境学習の推進に関する条例および滋賀県環境学習推進計画に基づき、県民やNPO・地域団体、学校、事業者、行政などが、主体的かつ積極的に環境学習<sup>49</sup>に取り組みます。
- ◆ 滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画に基づき、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む男女共同参画教育に取り組みます。

#### ② 情報活用能力の育成

図書等の活字資料の有効活用に加え、滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例の規定により定める学校教育情報化推進計画に基づき、情報通信技術を日常的に活用した教科等の指導等により、情報および情報手段を適切かつ効果的に活用する能力を育みます。

#### <目標>

##### ○ 授業中にICTを活用して指導する能力について、肯定的な回答をした教員の割合の増加（目標設定の考え方）

教員のICTの活用に関する指導力は、子どもの情報活用能力の育成に当たり重要であるため、目標として設定します。

46 県立特別支援学校高等部生徒の就労への意欲や興味・関心を高め、就労に必要な基礎的な態度や技能を身に着けるために行う技能検定制度。

47 新しい事業や企業を創造するために要求される態度や発想、能力を総称したもの。

48 Education for Sustainable Development の略。現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

49 環境に関心を持ち、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、環境に対する理解を深めるとともに、環境保全行動につなげていく意欲および問題解決に資する能力を高めていく教育および学習。



## <主な取組>

### i ICTを主体的に活用できる態度の育成

- ◆ 授業の目的に応じてICTを適切に活用し、学習の効果を高め、情報および情報手段を適切かつ効果的に活用する能力を育みます。
- ◆ 問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、デジタル社会に主体的に参画するための資質・能力を育みます。

### ii 情報モラル教育の充実

- ◆ 安全・安心に情報を利活用していくことができるよう、児童生徒が情報に対する責任ある考えや行動をしようとする態度などの情報モラル<sup>50</sup>を育みます。
- ◆ デジタル・シティズンシップ<sup>51</sup>の観点を踏まえ、デジタル社会の構成員の一人として、自ら判断し、責任ある行動ができる力や、自らの意思で積極的にデジタル社会と関わっていく態度を育みます。
- ◆ 子どもが著作権や肖像権および知的財産権等に関する正しい知識と高い意識を持って情報を取り扱うことができる学びに取り組みます。

### iii プログラミング的思考の育成

- ◆ 技術・家庭科、情報科や他教科との関連も図りながら発達段階に応じたプログラミング教育<sup>52</sup>を行い、プログラミング的思考<sup>53</sup>や論理的思考力、創造性などを育みます。

## (3) 多様な学びの機会をつくる

地域資源を学びの素材とした体験活動等は、知識だけでなく、仲間や地域の人々との協働を通じた協調性の育成や、地域への愛着など多様な教育効果が期待されるものであり、その推進に取り組みます。

また、生徒の自主的な活動である部活動については、スポーツや文化等に関する専門的な知識技能を習得するのみでなく、責任感や連帯感の育成など、多面的な教育効果が期待されるものであることから、その活動を支援していきます。

---

50 人間が情報を用いた社会形成に必要とされる一般的な行動の規範。情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度。

51 情報技術の利用に関する適切で責任ある情報規範。デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力のこと。

52 プログラミングを体験するなどしながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動。

53 自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つひとつの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。

## ① 滋賀に学ぶ体験活動等の推進

本県が抱える日本一の湖・琵琶湖をはじめとした豊かな自然や、多彩な歴史・文化などの「滋賀の恵み」、地域社会を支える人々から体験的に学びを得るとともに、県外から見た滋賀の視点や木育<sup>54</sup>の視点なども踏まえながら、知識のほか、行動力、協調性、地域への愛着など多様な資質能力の育成を図ります。

### <目標>

- 「フローティングスクールの学習を終えて、びわ湖学習のテーマについての自分の考えを持ち、他の人に伝えることができた」児童の割合の増加

(目標設定の考え方)

滋賀県ならではの体験学習「びわ湖フローティングスクール」の学びを自身に定着させることが体験活動の推進において重要であるため、目標として設定します。

### <主な取組>

#### i 滋賀の豊かな自然・歴史・文化に親しむ学びの推進

- ◆ 県内のすべての小学5年生・特別支援学校小学部5年生を対象とした、学習船「うみのこ」を活用したびわ湖フローティングスクール児童学習航海に取り組み、環境に主体的に関わる力や、規律ある生活の実践力、人と豊かにかかわる力を育みます。
- ◆ 滋賀の森に親しむ森林環境学習「やまのこ」<sup>55</sup>や、生命や食べ物大切さなどを学ぶ農業体験学習「たんぼのこ」<sup>56</sup>、びわ湖ホールの舞台芸術に直接触れ、舞台芸術への関心を高め、豊かな心や感受性をはぐくむ「ホールの子」<sup>57</sup>、信楽焼の体験等を通じて陶芸文化に触れる「つちっこプログラム」<sup>58</sup>などの、滋賀ならではの多彩な体験学習に取り組みます。

---

54 木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらう取組。

55 次代を担う子どもたちが、森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、森林環境学習施設およびその周辺森林で実施される体験型の学習。

56 子どもたちが自ら「育て」「収穫し」「食べる」という一貫した体験により、農業への関心を高め、理解を深める学習。

57 滋賀県の舞台芸術の拠点であるびわ湖ホールに県内小学生等を招き、子どもたちが舞台芸術に直接触れる機会を提供することにより、舞台芸術への関心を高め、豊かな心や創造性をはぐくむことを目指すもの。

58 信楽焼の産地にある滋賀県立陶芸の森において、質の高い陶芸文化に触れ、土を素材とした創作体験や作品鑑賞を行うもの。

- ◆ 現在の社会が抱える多種・多様な環境課題（問題）を解決し、持続可能な社会を実現するために、滋賀県環境学習推進計画に基づき、県民やNPO・地域団体、学校、事業者、行政などが、主体的かつ積極的に環境学習に取り組みます。【再掲】
- ◆ 滋賀県文化振興基本方針に基づき、学校教育や社会教育において文化芸術に親しめる機会の設定に取り組みます。
- ◆ 滋賀県文化財保存活用大綱に基づき、学校教育や社会教育における文化財の活用に取り組みます。

## ii 地域社会を教育資源とした学びの推進

- ◆ 地域社会の人々の協力も得ながら、地域の特色ある町づくりや伝統文化等を題材とした学びを推進し、地域への愛着を育みます。
- ◆ 小学校における社会見学や体験活動、中学校における「中学生チャレンジウィーク」を推進します。高等学校では地元企業と連携したインターンシップなどの体験を重視するなど、各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育に取り組みます。【再掲】
- ◆ 県立特別支援学校生徒の働く力の育成と就労促進を図るため、「しがしごと応援団」<sup>59</sup>を通じて、「しがしごと検定」の取組など、職業的自立と社会参加をめざす企業との連携・協力による職業教育の充実および就労支援の強化を図ります。
- ◆ 地域と学校との連携を図る地域学校協働本部<sup>60</sup>を中心として、幅広い地域住民の参画を得た、放課後子ども教室等における学習支援や体験活動、居場所づくり等の地域学校協働活動<sup>61</sup>の推進を支援します。
- ◆ 企業や団体等と学校との連携を図る「しが学校支援センター」<sup>62</sup>を通じて、企業や団体等との連携授業を推進するとともに、各学校の地域連携担当者への研修等の実施により、効果的な連携授業の実施を促進します。

59 県立特別支援学校と連携して職業的自立と社会参加をめざした職業教育の取組に積極的に参加し、「はたらきたい」という意欲ある生徒を応援していただく企業の登録制度。

60 幅広い地域住民等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと。

61 地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりをめざして、幅広い層の地域住民や企業、団体等の参画により行う様々な活動。

62 地域の人々や企業・団体・NPO等が持つ豊富な知識や経験・思い・アイデアを学校教育活動に取り入れるとともに、学校を支援する仕組みづくりを進めるもの。

## ② 部活動の持続可能で適切な運営への支援

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、活動を通じてスポーツや文化芸術等に関する専門的な知識技能を習得するのみでなく、責任感や連帯感の育成など、多面的な教育効果が期待されることを踏まえ、持続可能で適切な運営が図られるよう支援します。

### <目標>

#### ○ 部活動指導員や地域クラブ活動等の外部指導を受けている生徒数の増加

(目標設定の考え方)

部活動指導員<sup>63</sup>や地域クラブ活動<sup>64</sup>等の地域の力を活用することが部活動の持続可能で適切な運営に当たり重要であるため、目標として設定します。

### <主な取組>

#### i 適切な部活動指導の実施

- ◆ 生徒が自主的、自発的にスポーツ・文化芸術に親しむことができる環境を整備し、持続可能かつ適切に活動が実施されるよう支援します。
- ◆ 部活動指導に当たり、部活動指導員や外部指導者などの教員以外の指導者の確保を図ります。
- ◆ 成長期にある生徒が、教育課程内の活動や休養、睡眠等とのバランスの取れた生活を送ることができるよう、科学的な知見も踏まえて、適切な活動時間および休養日を設定します。
- ◆ 部活動においては、指導に当たっての体罰の禁止を徹底するとともに、生徒の健康や安全が十分に確保されるよう指導します。

#### ii 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行

- ◆ 持続可能性や活動機会の確保の観点も踏まえ、各学校の部活動において、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携や、近隣学校との合同練習等の交流などが柔軟に取り組みされるように支援します。
- ◆ 公立中学校で行われる部活動について、地域の実情に応じて活動が最適化されるよう、段階的な地域連携や地域クラブ活動への移行ができる環境整備を図ります。

63 学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する学校の職員。

64 地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動および地域文化クラブ活動。

## 柱Ⅱ 学びの基盤を支える

多様化・複雑化する社会の状況を踏まえ、子どもたちの学びの基盤を支えていくために体系的に教育施策に取り組みます。

学校教育の基盤である教職員の活動を支援し、力を発揮していくことができる環境づくりに取り組みます。併せて、変化の激しい時代にあっても教育力がしっかり確保されるよう、教職員の資質能力の向上を支援し、教職員自身の幸せの実現に取り組みます。

また、子どもたちが安心して快適に学びを進めることができるよう周辺環境を整えていきます。

さらに、多様な教育ニーズへ対応するとともに、成長過程の各段階の学びを円滑につなげていく取組など、一人ひとりの子どもを真ん中に置き、その学びの基盤を切れ目なく支えていきます。

### (1) 教職員を支え、教育力を高める

日々子どもたちに向き合う、学校教育の基盤である教職員が、力を十分に発揮していくことができるよう、働き方改革の推進などを通じて勤務環境を整備します。併せて、変化し続ける時代に対応し、子どもたちの主体的な学びを支えていくことができるよう、教員の資質能力の確保・向上への支援を通じて、教職員のやりがいを高め、教職員自身の幸せの実現を図ります。

#### ① 働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進

学校生活での子どもたちの笑顔に欠かせない、日々子どもたちと向き合う教職員の笑顔のために、やりがいと働きやすさのある環境づくりを通じて、教員の子どもと向き合う時間の確保や、教育力の発揮を支えます。

#### <目標>

##### ○ 教員一人あたりの時間外在校等時間（月平均）の短縮 （目標設定の考え方）

教員の多忙な状況を改善し、時間外在校等時間<sup>65</sup>を縮減することが学校における働き方改革や笑顔あふれる学校づくりにおいて重要であるため、目標として設定します。

65 在校時間(休憩時間及び勤務時間外に自発的に行う自己研さん等の時間を除く。)に、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している校外での時間(休憩時間を除く。)を加えた時間。

## <主な取組>

### i 学校における働き方改革の推進

- ◆ 「学校における働き方改革取組計画」に基づき、ICTを効果的に活用しながら、学校における働き方改革を総合的に推進します。

### ii 多様な人材の学校運営への参画

- ◆ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校司書などの専門人材のほか、教員の業務を支援する教員業務支援員<sup>66</sup>など、地域の多様な人材の学校運営への参画を得て、「チーム学校」として各教職員で役割の分担を図ります。これにより、多様化する課題への対応を図るほか、教員が授業をはじめとした教育活動に注力することができる環境を構築します。

### iii 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保

- ◆ 教育職員の業務量を適切に管理し、教育職員の健康および福祉の確保を通じて学校教育の水準の維持向上を図ります。
- ◆ 魅力ある職場環境づくりや、私生活との両立により、教職員のやりがいと働きやすさを創出するため、休暇制度等の整備や、代替教職員の確保に取り組みます。

### iv 教職員の健康管理の推進

- ◆ 定期健康診断の結果による事後措置や健康相談を充実するとともに、長時間労働を行った者への産業医による面接指導を行うこと等により、教職員の健康の確保を図ります。
- ◆ 教職員自らが心の健康に対する正しい理解と認識を持つためのセルフケアと教育を推進するとともに、各種相談事業につなげることでメンタル不調者の早期発見・早期対応に努めます。さらに、長期療養者等の円滑な職場復帰と再発防止のための復職支援を積極的に行います。

## ② 教職員の資質能力の向上

子どもの学びを支える教職員には、教育的愛情や倫理観、向上心を基本的な資質能力として、時代の変化にもしっかりと対応していく教育力が求められます。優秀な人材の確保に努めるほか、教職員の人材育成の取組を通じて、主体的な資質能力の向上を支援します。

---

66 教師が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、教師の業務の支援に従事し、負担軽減を図る支援スタッフ。

## <目標>

- 授業準備や事例研究等、実践的な研修を積極的に行っている学校の割合の増加  
(目標設定の考え方)

授業準備などの実践的な研修が校内で積極的に行われることが教職員の資質能力の向上に当たり重要であるため、目標として設定します。

## <主な取組>

### i 教員人材の確保

- ◆ 学校における働き方改革の推進を通じて、教職の魅力を高めることにより、優秀な教員人材の確保を図ります。
- ◆ 出願要件や選考方法の検討のほか、豊かな自然や文化を生かした学びや同僚とのつながり・支え合い等の本県の教職の魅力を発信するなどして、採用戦略の不断の改善に取り組みます。
- ◆ 大学生等を対象に「滋賀の教師塾」<sup>67</sup>を実施し、教員を志す意欲、情熱とともに実践的な指導力を高めることにより、使命感を持った滋賀の教育を担う人材の確保を図ります。

### ii 教職員の人材育成

- ◆ 滋賀県教員のキャリアステージにおける資質の向上に関する指標などに基づき、求められる資質能力を共有しながら計画的に教職員の人材育成に取り組みます。
- ◆ 教育力の基本である学習指導力のほか、ICTを効果的に活用して指導する力や、子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての力など、これからの教育に求められる能力の育成を図ります。
- ◆ 滋賀県総合教育センターを中心とした体系的な研修の実施による人材育成の他、教職員同士が学び合うOJTに組織的に取り組み、学び続ける教職員の資質能力の向上を支援します。また、教員の研修履歴に応じた人材育成に取り組みます。
- ◆ 教員育成協議会<sup>68</sup>等を通じて、教員養成大学・学部等との連携を強化し、人材育成に生かします。

---

67 滋賀において、高い「志」と「実践力」を持つ教職志望者を育成することを理念として、大学3年生等を対象に、教師としての資質や実践的指導力を高めるために行う講座や実地体験のこと。

68 教員等の任命権者である教育委員会が、教員等としての資質の向上に関する指標の策定に関する協議や、指標に基づく教員等の資質の向上に関する必要な事項についての協議を行う場として組織するもの。

## (2) 安心して学び、能力を発揮できる環境をつくる

子どもの幸せの実現の前提となる安全・安心を確保し、子どもたちが安心して日々の学校生活を送り、学ぶ力を引き出すことができる環境の整備に取り組みます。併せて、子どもが様々な危険に対応し、安全を守ることができる力を育みます。

### ① 子どもの心理的安全性の確保

子どもが安心して日々の学びを進め、互いに協力し合い、悩みを受け止めることができる環境を確保します。心理的安全性<sup>69</sup>の確保を通じて、子どもの主体性の発揮とともに、対話的で深い学びを促進します。

#### <目標>

- 困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加

(目標設定の考え方)

困りごとや不安があるときに、先生などにいつでも相談できる環境づくりが子どもの心理的安全性の確保において重要であることから、目標として設定します。

#### <主な取組>

##### i いじめ防止対策の徹底

- ◆ 担任教員等への信頼感や安心感のもと、子どもがお互いを認め合い、いじめの問題を自分ごととして考え、主体的にいじめの防止や解消に取り組む態度を育み、いじめを許さない学校づくりを目指します。
- ◆ いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであるという認識のもと、国や市町、関係機関と連携して、子どもの最善の利益の実現を目指し、いじめの防止に向けて総合的に取り組みます。また、学校は、「子どもの目線」に立って寄り添い、いじめの把握と、組織的かつ迅速な対応によるいじめの解消に取り組みます。
- ◆ 学校内外で子どもをいじめから守り育てるため、家庭、地域、警察や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材などと緊密に連携し、社会のみんなでいじめ問題に取り組みます。

---

69 率直な意見、素朴な質問、そして違和感の指摘が、いつでも、誰もが気兼ねなく言えること。



## ii 子どものメンタルヘルスへの対応

- ◆ 教職員による日々の適切な声掛けなどを通じて、子どもの学校生活における心の健康を保つとともに、子ども同士の交流を促進する取組を通じて、学校生活を安心して送ることが出来るように配慮します。
- ◆ 教職員による日々の観察を通じて、早期に子どもの異変の兆候を察知し、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門的な知見を有する人材と迅速に連携して対応に取り組みます。
- ◆ 養護教諭は学校内の専門職員として、担任教員等と連携しながら、子どもの心の健康の確保を図ります。また、必要に応じて学校医やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療・福祉分野の関係機関等とも連携した専門的な支援に取り組みます。
- ◆ 担任教員等と子どもの信頼関係の構築を基盤として、教室を安心できる居場所にしていくことはもとより、教室で居づらさを感じる子どもに対して、保健室や相談室など、安心できる居場所づくりや、対応する人員の配置等に取り組みます。

## iii 学校内外の相談体制の整備

- ◆ 生徒指導の一環として、一人ひとりの子どもの状況の理解（アセスメント）に基づき、子どもの資質や能力の伸長を援助する観点から、教育相談に取り組みます。
- ◆ 心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した「チーム学校」による学校の教育相談体制の整備を推進します。
- ◆ 不登校等の状態にある子どもや保護者の不安や悩みを軽減し、課題を整理し支援するため、滋賀県心の教育相談センターにおいて、心理分野や医療分野の専門人材も交えながら相談対応を実施します。
- ◆ 福祉分野の関係機関等と連携し、SNS等の子どもが親しみやすい手段も活用しながら、子どもの多様な状況に対応する学校外の相談窓口の確保を図ります。

## ② 学校安全の推進

学びを取り巻く環境から、子どもが災害や犯罪、事故等で被害に遭うリスクの低減に取り組むとともに、子ども自身がリスクを察知し、回避できるようにするため、関係機関等とも連携しながら、防災や防犯等への学びを推進します。

## <目標>

- 学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少  
(目標設定の考え方)

学校管理下における事故等の防止が学校安全の推進に当たり重要であることから、目標として設定します。

## <主な取組>

### i 学校生活の安全確保に向けた取組の推進

- ◆ スクールガード<sup>70</sup>等の見守りボランティアや警察と連携した子どもの見守り体制の充実など、各学校と地域や関係機関の協力による通学路の交通安全・防犯体制の構築や、バス送迎に係る子どもの安全確保を支援します。併せて、学校教育活動全体を通じて、子どもの発達段階に応じた系統的な交通安全教育に取り組みます。
- ◆ アレルギー対応、熱中症対応等、子どもの緊急時に対処できるようにするため、AED<sup>71</sup>の使用を含む救命救急法等についての教職員研修に取り組みます。
- ◆ 学校防災教育コーディネーター<sup>72</sup>を対象とした講習会等を実施し、学校防災委員会の運営や、学校防災教育アドバイザー<sup>73</sup>の指導を踏まえた校内研修や防災教育<sup>74</sup>の実施など、学校の防災管理や防災教育の中核として役割を果たすことができるよう、資質の向上に取り組みます。
- ◆ 全ての教職員が学校の設置場所における災害リスクを把握し、想定される様々な災害に対処するための学校防災マニュアル<sup>75</sup>を整備するとともに、マニュアルに基づいた避難訓練を実施し、安全対策の改善を行えるよう、教職員の危機意識やスキルの向上に取り組みます。また、大規模災害発生時は、学校は地域の避難所となることから、避難所の開設を想定した教職員研修にも取り組みます。

---

70 児童生徒の登下校を見守る学校安全ボランティアのこと。

71 けいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。

72 防災教育推進の中核となり、学校防災委員会の運営や学校防災教育アドバイザー等の関係機関との連絡調整等を担う校務分掌。

73 学校防災教育の推進のために、学校防災委員会に対して指導・助言するサポートメンバーのこと。主に消防署職員が想定される。

74 学校や地域のみならず、様々な機会・場を通じて、①それぞれが暮らす地域の、災害・社会の特性や防災科学技術等についての知識を備え、減災のために事前に必要な準備をする能力、②自然災害から身を守り、被災した場合でもその後の生活を乗り切る能力、③進んで他の人々や地域の安全を支えることができる能力、④災害からの復興を成し遂げ、安全・安心な社会を構築する能力、といった「生きる力」を涵養し、能動的に防災に対応することのできる人材を育成するために行われる教育。

75 災害発生時に児童生徒の命を守るために教職員が行うべき必要な対応等をあらかじめ明確化し、全教職員の共通理解を図るとともに、いざという時に迅速かつ的確に行動できるようにするための行動指針となるもの。

## ii 防災教育、防犯教育の推進

- ◆ 日常生活の中に潜む様々な危険を子ども自身が予測し、回避できる力や、授業中だけでなく、休み時間や登下校中等にも災害や事件、事故等に遭遇することを想定し、自ら対処できる力等、発達段階に応じた災害等への対応力を身に付けられるよう安全教育に取り組みます。特に、中学生や高校生に対しては、災害等の発生時には自分の命を守るだけでなく、周囲の人々に目を向け、助けられるような自助・共助の精神の育成を図ります。

## ③ 教育DXの推進

滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例の規定により定める学校教育情報化推進計画に基づき、子どもたちの1人1台端末環境を安定的に運用するとともに、飛躍的に進歩している人工知能（AI）を含め、教育活動へのICT活用を推進し、学びへの最大限の効果を発揮することができるよう取り組みます。

### <目標>

- 授業中にICTを活用して指導する能力について、肯定的な回答をした教員の割合の増加【再掲】

（目標設定の考え方）

子どもの学びを支える教員において、日進月歩のICTに対応して指導力を確保していくことが教育DX<sup>76</sup>の推進において重要であることから、目標として設定します。

### <主な取組>

#### i 1人1台端末環境の安定的な運用

- ◆ 1人1台端末環境を安定的に授業等に活用できるネットワーク環境の確保を図ります。
- ◆ ICT機器を安心して学びに利用することができるよう、情報セキュリティの確保を図ります。
- ◆ 経済的状況等のため県立学校における1人1台端末への対応が難しい家庭に対して、端末の貸与等の学びのセーフティーネットを確保します。

---

76 デジタル技術の活用により、教育にもたらされる変革。

## ii 教育活動へのICT活用の推進

- ◆ 授業内容や児童生徒の実態に応じて、ICTを自在に活用して教育活動を行えることを目指し、教職員のICT活用指導力の向上に取り組みます。
- ◆ 校務や学習の教育データを活用し、指導が必要な児童生徒の早期発見や、児童生徒の特性・能力に応じた学習支援など、指導の改善につなげる、教育データの利活用の推進を図ります。
- ◆ ICT活用事例の集約や授業用支援ソフト・サービス<sup>77</sup>の運用の推進などにより、1人1台端末環境による教育効果の最大化を図ります。

## iii 一人ひとりに配慮したICTの利活用

- ◆ 障害や日本語能力など特別な支援が必要な児童生徒に対し、遠隔教育などのICTを活用した学びにより、均等に学ぶ機会を確保します。
- ◆ 姿勢や視力低下などの健康面に留意したICT機器の利用について啓発指導に取り組みます。

## ④ 学校施設の教育環境の整備

子どもたちにとって安全・安心で、快適な学びの場とする観点から、計画的に学校施設の教育環境の整備に取り組みます。

### <主な取組>

#### i 県立学校施設の計画的な整備

- ◆ 滋賀県公共施設等マネジメント基本方針に基づき、点検等により各施設の状況を的確に把握しながら、計画的に県立学校施設の整備に取り組みます。

## (3) 多様な教育ニーズに対応する

障害のある子どもなど特別な教育的支援が必要な子どもへの支援や、高等学校段階における多様な学びの選択肢の提供を通じて、子どもたちの個別最適な学びの機会の確保とともに、すべての子どもたちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会も確保できるよう取り組みます。

## ① 特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進

「この子らを世の光に」の考えに基づく社会的包摂の観点を踏まえながら、「地域で共に生きていくための力を育てる」を基本的な考え方として、障害のある子どもの教育

---

77 ICTで児童生徒の学びを促進しながら教師の授業運営をサポートする仕組みのこと。

の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うインクルーシブ教育システム<sup>78</sup>の構築に向けた取組を推進します。

## <目標>

### ○ 個別の教育支援計画および個別の指導計画に係る「活用率」の上昇

#### (目標設定の考え方)

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が進んできた状況にあって、その活用を推進することが、特別支援教育の充実やインクルーシブ教育システムの構築に向けて重要であることから、目標として設定します。

## <主な取組>

### i 切れ目のない指導・支援

- ◆ 障害のある子どもの教育的ニーズに応じて、小学校就学前から高等学校段階まで切れ目のない指導・支援を行うため、学校間での円滑な引継ぎを進めます。小・中・高等学校における個別の指導計画および個別の教育支援計画の作成や保護者等との共有はもとより、一層の活用を推進します。

### ii 多様な学びの機会の確保

- ◆ 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ機会を充実するため、副籍制度<sup>79</sup>の推進、特別支援学校の分教室や高等養護学校など、多様な学びを進めます。また、多様な障害の状態や特性、医療的ケア<sup>80</sup>を必要とする子どもへの対応など、障害のある子どもの教育的ニーズに対応できる体制づくりや、学校間連携を推進します。
- ◆ 合理的配慮<sup>81</sup>の提供とともに、通常の学級における特別な支援の実施、通級による指導、特別支援学級や特別支援学校といった、連続性のある多様な学びを推進します。

---

78 人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神のおよび身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある人と障害のない人が、共に学ぶ仕組みのこと。

79 特別支援学校と地域の学校の双方に学籍を置いて学ぶ仕組みのこと。

80 医療機関以外の場所(学校、自宅等)で日常的に継続して行われる、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為のこと。

81 障害のある人から何らかの支援を求める意思の表明があった場合において、過重な負担でない範囲で、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮のこと。

### iii 就学先の選択と相談

- ◆ 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びが柔軟に選択できるよう、必要な支援に取り組みます。
- ◆ 就学先の選択に関して、望ましい就学相談システムを構築するとともに、就学相談関係者の専門性の向上を図り、本人・保護者等の思いを尊重しながら、適切な情報提供や必要な相談・助言に取り組みます。

### iv 特別な支援が必要な子どもに対する指導力の充実

- ◆ 幼児教育・保育や、小・中・高等学校に在籍する子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じた指導を充実させるため、教員の特別支援教育に関する研修を推進します。

### v 特別支援教育の実施体制の確保

- ◆ 県立特別支援学校にあっては、子ども一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じてきめ細かく指導し、持てる能力の伸長を図ります。教科等の指導や作業学習など自立と社会参加に向けた教育活動に取り組みます。
- ◆ 県立特別支援学校が地域の多様な学びの場における特別支援教育の推進・充実にけん引するセンターとなるよう、その専門性を高め、関係機関との連携を推進しながらセンター的機能を発揮します。
- ◆ 様々な障害のある子どもたちが、安心、安全に過ごし、学びの充実につながるよう、特別支援学校の一層の教育環境の整備を図ります。

### vi 障害のある子どものキャリア教育の推進

- ◆ 障害のある子どもの自己肯定感を高め、自分らしい生き方を実現できるよう、早期の段階から卒業後を見通した指導と支援を行うなど、将来の進路や社会的・職業的自立を見据えたキャリア教育に取り組みます。【再掲】
- ◆ 特別支援学校高等部生徒の就労意欲を高め、働くために必要となる専門的な技能や実践力を身に付けることができるようにするため、企業等の知見を生かしながら授業の改善を図るとともに、「しがごと検定」の実施や企業等での就業体験に取り組みます。【再掲】

### vii 障害のある人を支援する関係機関との連携

- ◆ それぞれの障害の状態に応じて学びを進め、社会参加へとつながるよう、県・市町間をはじめ、保健・医療、福祉、労働等の関係機関と連携して切れ目のない支援に取り組みます。

- ◆ 学校から生活の場や働く場への円滑な接続等を支援するため、教育、福祉、労働の各部局と横断的に連携します。また、労働局（ハローワーク）や滋賀障害者職業センターなど、障害のある人の就労を支援する機関と連携し、障害のある子どもの就労に関する情報を共有するなどして、就労とその定着を支援します。
- ◆ 「しがしごと応援団」への登録を促進するなど、就労先企業および現場実習先企業の一層の開拓を図るとともに、企業等に対して障害者への理解を深め、雇用の促進や就業上の配慮の実施を働きかけていきます。

## ② 魅力ある県立高等学校づくりの推進

社会の高度化、多様化や生徒数の減少等に対応し、新しい時代を切り拓く人づくりのため、全県的視野で魅力と活力ある県立高等学校づくりを推進します。

### <目標>

- 学校評価（第三者評価）において、魅力化の取組が進んだと評価された県立高等学校数の増加

（目標設定の考え方）

第三者の視点において県立高等学校の魅力化の評価を高めることが重要であることから、目標として設定します。

### <主な取組>

#### i 各県立高等学校の魅力化の推進

- ◆ 各県立高等学校においては、これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針や滋賀の県立高等学校魅力化プラン、各学校の経営方針等に基づき、生徒の多様なニーズに応える魅力と活力ある学校づくりに取り組みます。
- ◆ 県立高等学校の学科の多くを占める普通科について、全県的な視野から多様な学びの選択肢を提供するため、弾力的に特色化を推進します。

#### ii 産業教育の充実

- ◆ 各県立高等学校の産業系の専門学科においては、最先端の技術や知識、職業上必要となる専門性の基礎と民間企業等で新しい技術に触れる機会等をバランスよく設けながら、社会人としての意識を併せ持った技術者の卵となる人づくりに取り組みます。

### iii 地域との連携の推進

- ◆ 各県立高等学校において、多様な生徒一人ひとりの学びを支えるために、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域住民や産業界など地域の主体との連携・協働を推進するコーディネーターの配置や、コンソーシアム<sup>82</sup>の構築、学校運営協議会の設置などに取り組みます。併せて、地域課題の解決に向けた探究的な学び等を展開することにより、地域と連携・協働した学校づくりを推進します。

### ③ 私学教育の振興

それぞれの建学の精神に基づく特色ある教育により、生徒等のニーズに応じた学びを提供し、公教育の一翼を担う私立学校の自主性を尊重しつつ、私学教育の振興を図ります。

#### <主な取組>

##### i 私立学校の安定的な運営への支援

- ◆ 私立学校の経営の安定と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立学校の人件費等の経常的経費に対して助成を行います。
- ◆ 社会情勢の変化や教育ニーズを踏まえた魅力ある学校づくりを支援するため、特色ある取組を行う私立学校に対して助成金を重点的に配分します。

##### ii 私立高等学校等に在籍する生徒の保護者の経済的負担の軽減

- ◆ 県内の私立高等学校等に在籍する生徒の授業料負担の軽減を図るため、世帯の所得状況に応じて経済的支援を行います。

## (4) 学びを円滑につなげる

発達段階に応じた各教育段階の学びについて、校種間の連携や接続の取組を通じて、成長過程の各段階の学びを円滑につなぎ、子どもの育ちを支えます。

### ① 幼児教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の重要性を踏まえ、幼児教育・保育と小学校教育の接続の観点も踏まえながら、幼児教育・保育の質の向上に取り組めます。

---

82 一つの目的のもとに、複数の企業・団体などが形成する連合体。



## <目標>

- 幼児教育・保育との接続状況のフェーズが3または4である小学校の割合の増加  
(目標設定の考え方)

小学校が校区内の幼稚園等とともに接続の取組を充実することが、幼児教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続に当たり重要であることから、目標として設定します。

## <主な取組>

### i 幼稚園教諭等の指導力の向上

- ◆ 幼稚園教諭・保育教諭・保育士の指導力の向上を支援し、幼児教育・保育の充実を図ります。

### ii 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続の推進

- ◆ 幼児教育・保育と小学校が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」<sup>83</sup>の認識を共有し、幼児教育・保育から小学校への接続期における教育・保育の質の向上を図ります。

## ② 大学、県立高等専門学校等の高等教育機関との連携や接続

大学や設置が予定されている滋賀県立高等専門学校（以下「県立高専」）等の高等教育機関は地域の知の拠点であり、子どもたちの学びの充実に向けて連携を推進するとともに、子どもたちの多様な学びの選択肢となるよう、円滑な接続を図ります。

## <目標>

- 大学等と連携して専門的な学びを深める取組を行った高等学校数の増加  
(目標設定の考え方)

高等学校における大学等との連携による深い学びの展開が高等教育機関との連携や接続の充実において重要であることから、目標として設定します。

---

83 小学校入学前までに生まれることが望まれる資質や能力を、10の視点から具体的な姿として表したものの。

## <主な取組>

### i 高等教育機関との連携の推進

- ◆ 高等学校等と高等教育機関との連携を通じて、高度な学びが得られる教育活動を展開します。特に、高等教育機関が有する専門性を、各県立高等学校における学びの特色化に生かします。
- ◆ 次代の滋養を支える高等専門人材の育成に取り組む県立高専の設置を見据え、県立高専と県立高等学校が互いに魅力を高め合い、子どもたちの進学の実選択肢の充実を図ります。
- ◆ 教員育成協議会等を通じて、教員養成大学・学部等との連携を強化し、人材育成に生かします。【再掲】

### ii 高等教育機関への円滑な接続の推進

- ◆ 中学校や高等学校から高等教育機関への進学を目指す子どもたちの多様な進路選択に向けて、新たな選択肢となる県立高専の十分な周知を含め、高等教育機関の学びへの理解を促進します。
- ◆ 卒業後の高等教育機関での学びにつなげるとともに、さらにその先の社会で力を発揮していくことも見据え、県立高等学校において、主体的に学ぶ姿勢を育む、学びの変革に取り組めます。

子どもや学校だけでなく、社会全体を学びの当事者と捉え、持続可能性に配慮しながら、家庭や地域、企業・NPOなど、社会のみんなで学びに関わる取組を推進し、みんなの幸せの実現を目指します。

学校等の卒業後も学びの機会を得て、知識を深め、能力を高めていくことは、豊かな人生を送るために重要となります。人生100年時代を見据え、誰もが生涯のあらゆる場面で学びにアクセスでき、学ぶことで充実感を得て、学びの成果を社会での活動で発揮していく生涯学習社会づくりに取り組みます。

また、みんなの幸せの実現の基盤となる地域社会のつながりは、コロナ禍の影響により、一層の希薄化の進行が指摘されており、学びを通じた地域社会のつながりづくりに取り組みます。

他方で、子どもや大人を取り巻く環境は一層複雑化・多様化しています。困難な環境等における学ぶ機会を支援し、学びから誰一人取り残されないようにするためには、専門家や学校と違った角度からアプローチできる人材・機関との連携による支援が不可欠です。子どもにとって身近な存在である学校と、専門性を有する人材・機関等がチームになるなどして、学びをしっかりと支えていきます。

### (1) 生涯を通じた学びを推進する

人生の様々な場面で学びにアクセスできる機会の確保に取り組むとともに、社会のみんなで学び続ける機運の醸成に取り組みます。また、充実した学びが得られるよう、子どもの頃からの読書の習慣化に取り組むとともに、生涯にわたる学びの拠点として、図書館の充実を図ります。

#### ① 生涯学習の振興

人生100年時代を見据え、柔軟で多様なマルチステージの生き方<sup>84</sup>の実現に向けて、人生の様々な場面で生じる個人的・社会的課題に対応した知識を深めたり、意欲に応じて学ぶことができる生涯学習の機会の充実を図ります。一人ひとりが主体的に自分らしく学び続けることと併せて、仲間や地域の人々と学び合う意欲を高められるように、デジタル技術の活用を組み合わせるなどしながら取り組み、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。取組に当たっては、学びで得られた成果を地域社会への参画や課題解決に生かす意識づくりを重視し、今後の生涯学習の広がりにつなげます。

84 「教育、労働、引退」という従来型の3ステージの人生に対し、多様な働き方や生き方を複数選択していく人生という考え方。

## <目標>

- 学びの動機が「地域や社会における活動に生かすこと」である学習者の増加  
(目標設定の考え方)

地域や社会における活動に生かすために学ぶ人を増やすことが生涯学習の振興に当たり重要であることから、目標として設定します。

## <主な取組>

### i 学びの機会の充実

- ◆ 市町による図書館等の地域資源を活用した学びの成果を社会に生かす取組を支援し、学びを通じた人と人とのつながりづくりや活躍の場の創出、課題解決型学習の普及を図ります。併せて、各地域の実践発表・交流の促進等を通じて、活力ある地域づくりに結び付く学習機会の充実を図ります。
- ◆ 各市町の社会教育担当者や公民館等関係者を対象とした研修を通じて、地域における、課題解決に向けた学習機会の提供や、地域活動の支援を目的とした講座の活性化を図ります。
- ◆ 高齢者が自らの力を磨き、地域で積極的に活躍し、地域と関わりながら居場所や生きがいを持ち、自分らしくいきいきと暮らせるように、学習機会の充実を図ります。また、高齢者の学びの成果が、地域課題解決に向けたボランティアや世代間交流など、多様な活動につながるよう支援することにより、滋賀の豊かな地域資源を生かした学びの次世代への継承を促進します。
- ◆ 性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが互いに認め合う共生社会の実現に向けて、身近な生活での気づきを促し、社会における人権課題の解決につなげる観点から、最新の状況も踏まえた研修会や啓発活動などを推進し、人権意識の向上を図ります。
- ◆ 性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりが互いを尊重し、助け合いながら個性や能力を発揮し、多様な生き方が選択できる男女共同参画社会を実現する観点から、情報や学習機会の提供を推進し、地域における取組の加速化を図ります。
- ◆ 交通安全、防災、社会のデジタル化への対応などの社会的・現代的課題について、地域で行われる講座に人材を派遣することなどを通じて、多様な主体と連携した学びの機会の充実を図ります。
- ◆ 学校における探究活動と連携して地域住民が地域の魅力や課題について学ぶことにより、様々な世代が参加した地域づくりを促進します。

## ii 学びの情報の充実

- ◆ 社会のみんなの主体的な生涯学習を支援するために、学校や団体、大学、企業、社会教育施設、市町・県等が実施する講座や教室等の学習情報を、学習情報提供システム「におねっと」<sup>85</sup>に一元化し、学びの情報の充実を図ります。
- ◆ 「におねっと」において、人生100年時代におけるマルチステージの生き方の実現に向けて学び続ける意義や、学びの成果を地域活動や地域の課題解決に生かした事例などを発信し、多様な学びのあり方についての理解促進や、学びを通じた地域の主体間のネットワークづくりを図ります。
- ◆ 地域の人々の学びの成果を学校教育に生かすことができるよう、学校教育の充実に資する人材に関する情報の発信やコーディネートを推進します。

## iii 地域での学びの担い手の育成、社会教育士の周知啓発・活用

- ◆ 社会教育行政に従事する職員や社会教育施設職員に向けた研修機会の充実に取り組み、資質能力の向上を促進します。
- ◆ ボランティア、NPO活動に必要な知識・技術に関する学習機会や、団体相互の交流、情報交換を行う場、分野を越えた交流の機会の提供などの支援を通じて、市民活動の活性化やネットワークづくりを促進します。
- ◆ 生涯学習・社会教育に関する指導・助言やコーディネート等を行う専門人材である社会教育主事<sup>86</sup>や社会教育士<sup>87</sup>の養成・育成を促進し、地域での学びを支える人づくりを図ります。

## ② 読書活動の推進

新たな知識を得たり、幅広い世界を知ることができる読書は、生涯にわたる学びの充実につながるものです。生涯にわたり本に親しむためには、子どもの時期の読書習慣の定着が重要です。子どもが読書によって学ぶ楽しさや知る喜びを体験し、読み解く力が育まれ、更に学びを深めようとする意識が培われるよう、家庭、地域、学校など社会のみんなが関わり、一人ひとりの子どもの状況に応じて、いつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくりに取り組みます。

85 滋賀県学習情報提供システムの通称。県民の主体的な生涯学習を支援するためのポータルサイト。

86 社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる教育委員会事務局の専門的職員。

87 学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりに中核的な役割をはたす専門人材の称号。

また、通常の活字での読書が困難な視覚障害者等<sup>88</sup>の読書のバリアフリーに取り組みます。

## <目標>

- 学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たり10分以上読書している児童生徒の割合の増加

（目標設定の考え方）

子どもの頃からの自主的な読書習慣の定着が読書活動の推進において重要であることから、目標として設定します。

## <主な取組>

### i 家庭や地域における子ども読書活動の推進

- ◆ 子どもの時期の読書習慣の定着のため、小学校就学前の子育て支援の取組とも連携しながら、保護者の読書の重要性への理解を促進し、それぞれの状況に応じた家庭における読書活動の普及・啓発に取り組みます。
- ◆ 発達段階に応じて子どもの意欲を喚起する読書活動の啓発に取り組みます。
- ◆ 図書館職員や学校司書等への研修、読書ボランティア<sup>89</sup>の養成等を通じて、子どもが身近な場面で楽しみながら本に親しむ機会の充実を図ります。
- ◆ 児童館<sup>90</sup>や放課後児童クラブ<sup>91</sup>、子ども食堂<sup>92</sup>などの子どもが集まる場所に本がある環境づくりに向けて、社会のみんなが連携した読書活動を促進します。

### ii 学校図書館の活用など学校における読書活動の促進

- ◆ 「読み解く力」の基礎となる言語能力を育む読書活動の推進に向けて、教員や学校司書等に対する研修や、学校における一斉読書等の活動を推進するとともに、発達段階に応じた子どもへの系統的な指導により、子どもの読書に親しむ態度を育みます。

---

88 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第2条により規定される、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害を含む障害者。

89 公立図書館や学校等で読み聞かせ等のボランティア活動を行う地域人材。

90 児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として設置される屋内型児童厚生施設。

91 児童福祉法における「放課後児童健全育成事業」の通称。保護者が共働き等により昼間家庭にいない小学生を預かり、その遊びと生活を支援し、健全育成を行うもの。

92 子どもやその保護者および地域住民に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団欒を提供するための社会活動を指す。

- ◆ 学校図書館長の役割も担う校長のリーダーシップのもと、学校図書館が組織的に運営され、学校全体の計画のもと、多様な読書活動や各教科の学習活動に活用されるよう、図書の整備や運営体制の充実を促進します。また、学校図書館が子どもたちにとって魅力ある環境となり、安心して過ごすことができる居場所となるよう、公共図書館との連携による魅力ある学校図書館づくりや多様な図書の整備を図るなど、その充実を促進します。
- ◆ 学校段階が進むにつれて読書率が低下する傾向も踏まえながら、読書への関心を高めるため、ビブリオバトル<sup>93</sup>や同世代間で本を薦めるなどの取組を推進します。

### iii 読書バリアフリーの推進

- ◆ 障害の特性に応じた適切な形態の書籍を利用できるように、書籍等の充実を図るとともに、教育や就労など、人生のあらゆる段階において書籍を通じて専門知識を得ることができるように、多様な分野の書籍等の充実を図ります。併せて、書籍等の製作を継続的に行うことができるよう、製作の支援を進め、製作人材の養成に取り組みます。
- ◆ どこに住んでいても視覚障害者等が必要とする書籍等を提供できるように、関係機関との連携に取り組みます。併せて、読書や図書館の利用が難しい視覚障害者等にとって、読書や図書館がより身近なものとなるような取組を推進します。また、視覚障害者等が生涯にわたって、自ら必要な書籍を利用できるように、図書館等を円滑に利用できるよう支援します。
- ◆ 視覚障害者等が書籍等を円滑に利用できるように、アクセシブルな書籍等<sup>94</sup>の利用を支援するほか、司書や司書教諭、学校司書等、視覚障害者等の読書環境の整備に関わる人材の育成に取り組みます。また、視覚障害者等がライフステージに合った書籍等と出会い、読書を通じて豊かな人生が送れるよう、様々な形態の書籍等や読書の手段について周知し、県民の理解促進を図ります。

### ③ 図書館を生かしたまちづくりの推進

本県はすべての市町に図書館があり、それぞれが個性豊かなサービスを行い、学びや交流の場となっています。この強みを生かし、より良き自治の基盤づくりにつながる、図書館を生かしたまちづくりを推進します。

93 自分の好きな本を持ち寄り、その魅力を紹介し、聞き手が最も読みたい本を選ぶゲーム形式の書評合戦のこと。

94 LLブック(分かり易く読み易い形で作成された図書)、デージー図書(国際規格に則り作成された電子図書)等の視覚障害者等が利用しやすい書籍等。

## <目標>

- 県民一人当たりの県立・市町立図書館で年間に借りる図書冊数の増加  
(目標設定の考え方)

県立図書館が中心となって公共図書館のサービスの充実を図り、図書館の利用を促進することが図書館を生かしたまちづくりに当たり重要であることから、目標として設定します。

## <主な取組>

### i 県立図書館におけるサービスの推進

- ◆ 県民が生涯のあらゆる場面で活用できる場、学びを支える場として、資料の整備を図るとともに、司書のレファレンス能力<sup>95</sup>など専門性の向上を図ります。
- ◆ デジタル技術の活用等により、資料のインターネット予約や、スマートフォン等のICT機器から資料へのアクセス対応、スマートフォン等を貸出カードとして使った図書の貸出など、サービスの充実を図ります。
- ◆ 県民が地域課題について考え、解決することができるよう、関連する資料やレファレンスサービス<sup>96</sup>を提供するとともに、県の各機関と連携して県政情報の発信を進めます。

### ii 図書館ネットワークの充実

- ◆ 県民がどこに住んでいても、身近な図書館で求める資料や情報が得られるよう、県立図書館が市町立図書館等とネットワークを形成し、図書資料の配送を行うほか、司書間の情報交換や研修を行うなど、各図書館の連携・協働体制の充実を図ります。
- ◆ 県立図書館と市町立図書館の連携により、各学校図書館への資料の貸出しや運営への助言を行うなどして、学校図書館への支援に取り組みます。

### iii 図書館等を活用した地域づくりへの支援

- ◆ 図書館を地域の生涯学習の拠点として、地域団体等による地域活動の創出や地域のつながりづくりなど、まちづくりの活動に生かす取組を推進します。

---

95 レファレンスサービスを行うために必要な、利用者の要求を的確に引き出し、それに基づいて適切な本や資料、情報を探し出して、利用者の満足する形で提供する力。

96 利用者の求めに応じて、図書館職員が調査・研究に必要な本の紹介や資料の検索・提供の手助けなどを行うこと。



- ◆ 県立図書館は、地域の「知の拠点」として、地域を取り巻く多様な課題に関する資料の収集と提供、関連情報の発信や、課題についての施策や関係機関の情報提供に取り組みます。

#### iv 子どもを真ん中に置いた「こども としょかん」の取組

- ◆ すべての子どもたちが、置かれた環境にかかわらず、読書を通じて学ぶ喜び、生きる力を持つことができるように、図書館を中心に、市町、民間団体などと一体となって、「こども としょかん」として子どもの読書活動を総合的に推進します。

## (2) 地域社会で学びをつなげる

子どもたちの学校での学びはもとより、地域社会のみんなの学びの基盤として、家庭、地域住民、企業やNPOなど、地域社会の構成員が、それぞれの立場から学校などと共に学びに関わるとともに、学びを支え合う取組を通じて、地域みんなのつながりづくりや、地域社会の活性化・特色や伝統の継承を図ります。

### ① 地域と共に取り組む学びの推進

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域とともにある学校への転換を図るため、学校と地域住民や両者をつなぐNPO等の関係機関が力を合わせて、相互に持続可能性に配慮しながら、学校運営や教育活動に取り組みます。地域みんなが学びに関わり、地域社会全体で子どもを育むしくみを整えます。

#### <目標>

#### ○ コミュニティ・スクールを設置する公立学校の割合の増加

(目標設定の考え方)

学校と地域住民が力を合わせて学校運営に取り組むプラットフォームとなるコミュニティ・スクールの設置の促進が地域と共に取り組む学びの推進において重要であることから、目標として設定します。

#### <主な取組>

#### i コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進

- ◆ 学校と地域との連携・協働により子どもの育ちを支えるため、市町立学校や県立学校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を推進します。そのため、地域の実情や学校種の特性を踏まえて系統立てた研修、好事例の発信、専門的な知見を有するアドバイザー、ディレクター等の人材の活用を推進します。

- ◆ コミュニティ・スクールを導入している学校に対して、学校運営に有効に活用されるよう、助言支援に取り組みます。

## ii 地域学校協働活動の推進

- ◆ 地域住民等と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を、コミュニティ・スクールとの両輪として推進します。その際、幅広い地域住民の参画を得て取組の持続可能性を高めつつ、活動内容が地域と学校の双方向に深められるよう、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員<sup>97</sup>の配置を促進します。併せて、地域学校協働本部を中心として、放課後子ども教室等における学習支援や体験活動、居場所づくりが総合的に進められるよう支援します。

## iii 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行【再掲】

- ◆ 持続可能性や活動機会の確保の観点を踏まえ、各学校の部活動において、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携や、近隣学校との合同練習等の交流などが柔軟に取り組みされるように支援します。
- ◆ 公立中学校で行われる部活動について、地域の実情に応じて活動が最適化されるよう、段階的な地域連携や地域クラブ活動への移行ができる環境整備を図ります。

## ② 企業・NPO等と共に取り組む学びの推進

地域社会の重要な構成員であり、事業活動を通じて専門的な知見や技能を有する企業・NPOと共に、地域における学びの充実に向けて取り組みます。特に、子どもが将来、社会の一員として主体性を発揮していくための資質能力の育成に、共に取り組みます。

### <目標>

#### ○ 「におねっと」の出前講座および学校支援メニューの登録件数（メニュー数）の増加（目標設定の考え方）

一元的に学習情報を提供する「におねっと」における、地域や学校での学びへの支援に関する情報の充実が、企業等と共に取り組む学びにおいて重要であることから、目標として設定します。

97 教育委員会からの委嘱を受けて、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う者。

## <主な取組>

### i 学びの充実に向けた企業等との連携

- ◆ 小学校における社会見学や体験活動、中学校における「中学生チャレンジウィーク」を推進します。高等学校では地元企業と連携したインターンシップなどの体験を重視するなど、各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育に取り組みます。【再掲】
- ◆ 職業教育においては、産業界および地域の企業等と連携しながら、社会の変化や経済の動向に対応できる資質や能力のほか、伝統的技術や地場産業を含む滋賀の産業を支える職業人として、高度な専門的知識、技能、能力や態度の育成に取り組みます。【再掲】
- ◆ NPO等が地域で行う学習支援事業と連携し、子どもや大人の学びの充実を図ります。

### ii 学習支援情報の発信

- ◆ 「しが学校支援センター」の運営等、企業やNPO等が学校や地域を対象に行う講座情報の収集・発信により、学校における効果的な連携授業を支援するほか、地域における学びの機会の創出および実施を支援します。

### iii 協定制度にに基づく企業による取組の促進

- ◆ 家庭教育に取り組む企業と県教育委員会の協定制度である「滋賀県家庭教育協力企業協定制度（しがふぁみ）」<sup>98</sup>を活用し、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりや親子のふれあいを促す啓発活動を進めます。併せて、各協定締結企業における家庭教育学習講座の開催などを支援し、質の充実を図ります。

## ③ 家庭と共に取り組む学びの推進

地域のつながりの希薄化や家庭の孤立化、家庭環境の多様化などの状況を踏まえ、家庭に寄り添い、共に学び合い、子どもの育ちを支えていく取組を推進します。子育て支援とも連携しながら支援体制づくりを進めるとともに、親としての学びの機会や交流の場の充実などを通じて、健やかな子育てや子どもの学びの充実を図ります。

---

98 家庭教育の向上に向けた職場づくりをはじめ社会全体で子どもの育ちを支えるために、経営者・従業員をあげて自主的に取り組んでいただける企業と滋賀県教育委員会が協定を結び、協力して滋賀県の家庭教育の向上を推進しようとする制度。

## <目標>

### ○ 家庭教育支援チームを組織する市町数の増加

(目標設定の考え方)

地域のみinnで家庭教育を支える体制の構築が家庭と共に取り組む学びの推進に当たり重要であることから、目標として設定します。

## <主な取組>

### i 家庭教育の活性化促進

- ◆ 「早寝・早起き・朝ごはん」など子どもの規則正しい生活習慣づくりや、家庭における学習・読書習慣の定着、子どもの自尊感情や愛情、意欲などを高める親のかかわり方の重要性について、PTA、企業等と連携しながら子育て支援の取組や啓発活動を推進します。
- ◆ 親同士が日頃の子育ての悩みなどを語り合い、地域の横のつながりをつくりながら共に親として育っていくことができるよう、家庭教育支援チーム、PTA等と連携しながら、語り合いを通じた親育ちの学習機会の充実を図ります。

### ii 家庭教育支援体制の構築

- ◆ 身近な地域において家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う家庭教育支援員の育成を進めるとともに、地域住民等で構成される家庭教育支援チームの活動を支援するなど、地域のみinnで子どもの育ちを支える体制の構築を図ります。
- ◆ スクールソーシャルワーカー等の専門人材の派遣などにより、家庭教育支援チームによる訪問型家庭教育支援を推進し、家庭の様々な状況に寄り添った支援の普及拡大を図ります。
- ◆ 家庭教育に取り組む企業と県教育委員会の協定制度である「滋賀県家庭教育協力企業協定制度（しがふぁみ）」を活用し、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりや親子のふれあいを促す啓発活動を進めます。併せて、各協定締結企業における家庭教育学習講座の開催などを支援し、質の充実を図ります。【再掲】

## (3) 困難な環境等にある人の学びを支える

家庭環境や言語・文化の環境のほか、特異な才能の一方で学習や生活に困難を抱える子どもなどの、様々な困難な環境に対応し、学びから誰一人取り残されず居場所や活躍の機会が確保されるように、社会のみinnで学びを支えます。困難な家庭

環境や複雑化・多様化する困難に対して、学校や様々な専門人材・機関等がチームとなり、アセスメントを行い、各々の特長を生かしながら学習者を支えます。

## ① 学校や家庭での学びへの支援

教職員と専門人材・機関等とが連携し、学校における学びや生徒指導上の対応を通じて、子どもたちが安心して学びに向かえるように取り組みます。また、子どもが家庭で困難を抱えている場合は、地域住民や福祉部門等と連携しながら支援に取り組みます。

### <目標>

#### ○ 困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加【再掲】

(目標設定の考え方)

困りごとや不安があるときに、先生などにいつでも相談できることが、学校や家庭での学びへの支援において重要であることから、目標として設定します。

### <主な取組>

#### i 生徒指導・教育相談の充実

- ◆ 教育活動の中で子どもの課題の把握や対応に取り組む生徒指導や教育相談の充実を図るため、担当教員の研修や指導體制の整備に取り組みます。
- ◆ 医師や弁護士、警察等の専門人材・機関等と連携し、学校へ生徒指導上の事案への対応を助言するとともに、学校だけでの解決が困難な事案が発生した場合は、専門人材等を派遣し、連携して対応に当たる体制を構築します。

#### ii 専門人材による支援

- ◆ 複雑化・多様化する子どもの困難な課題を、専門的知見を活用して解決を図るため、心理分野の専門人材であるスクールカウンセラーや、福祉分野の専門人材であるスクールソーシャルワーカーなどによる、子どもや教職員への支援を推進します。

#### iii 困難な家庭環境への支援

- ◆ 経済的な理由によって高等学校で学ぶことが困難な生徒が学び続けることができるように、教育費の負担軽減など修学の支援に取り組み、教育機会の確保を図ります。

- ◆ 日々の教育活動を通じてヤングケアラー<sup>99</sup>の状態にある子どもを早期発見することができるよう、教職員にヤングケアラーの概念を周知し、理解促進を図ります。また、ヤングケアラーとして把握された子どもおよび家庭に対しては、スクールソーシャルワーカーの支援等も活用しながら、福祉等の関係機関と切れ目のない連携を図り、支援に取り組みます。
- ◆ スクールソーシャルワーカー等の専門人材の派遣などにより、家庭教育支援チームによる訪問型家庭教育支援を推進し、家庭の様々な状況に寄り添った支援の普及拡大を図ります。【再掲】

#### iv 日本語指導が必要な子ども等への支援

- ◆ 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等に対して、一人ひとりの状況に応じた個別の指導計画に基づき、ICTも活用しながら、適切な日本語指導や母語支援、生活適応指導等に取り組み、多様性を尊重しつつ、日本語能力の習得と学校生活への円滑な適応を支援します。また、市町とも連携し、不就学またはその可能性がある外国人の子どもの就学の促進を図ります。
- ◆ 上記のほか、「滋賀県多文化共生推進プラン」および「滋賀県生活者としての外国人のための地域日本語教育推進アクションプラン」に基づき、外国人等住民に係る多文化共生や日本語教育の推進に関する施策に取り組みます。

#### ② 多様な学びの機会や居場所の確保

困難を背景として、学びのニーズが多様化している状況を踏まえ、自分に合った学びができる機会や居場所の確保を支援します。また、義務教育を受ける希望を持つ学齢期を過ぎた人が学ぶ機会となる夜間中学<sup>100</sup>の設置および運営を支援します。

#### <目標>

##### ○ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが支援に関わった児童生徒数の増加

(目標設定の考え方)

専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援を必要な児童生徒に実施していくことが、多様な学びの機会や居場所の確保において重要であることから、目標として設定します。

99 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまう場合がある。

100 市町村や都道府県が設置する中学校において、夜の時間帯等に授業が行われる公立中学校のこと。

## ○ 相談・支援等を受けていない不登校児童生徒の割合の減少

### (目標設定の考え方)

不登校の状態にあっても取り残されることなく相談や支援が受けられるように取り組むことが多様な学びの機会や居場所の確保において重要であることから、目標として設定します。

## <主な取組>

### i 不登校等の状態にある子どもへの支援

- ◆ 不登校等の状態となった子ども本人等の声を踏まえてアセスメントを行い、関係機関とも連携しながら、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が、個々のケースに応じた適切な支援に取り組みます。
- ◆ 不登校等の状態にある子どもや保護者の不安や悩みを軽減し、課題を整理し支援するため、滋賀県心の教育相談センターにおいて、心理分野や医療分野の専門人材も交えながら相談対応を実施します。【再掲】
- ◆ 不登校や引きこもり等の登校が困難な状態にある子どもへの切れ目のない支援に向けて、県と市町の福祉部門と教育部門とで結ぶ連携協定に基づくなどして、支援を必要とする子どもに対し、連携しながら早期の適切な支援に取り組みます。
- ◆ 子どもと年齢が近い大学生等により、不登校等の状態にある子どもへの相談やケアを行う、スクーリング・ケアサポーターの活動を支援します。

### ii 学びの機会や居場所の確保

- ◆ 市町が運営する教育支援センター<sup>101</sup>やフリースクール<sup>102</sup>等の民間団体、福祉分野の関係機関等と連携し、不登校の状態にある子どもを含め、それぞれの人が自分に合った学びをできるよう、居場所の確保を図ります。
- ◆ それぞれの子どもが自身の状況に応じて学びを進めることができるよう、多様な学びの機会についての教職員の理解を深め、教室以外の場での学びも適切に評価するなど、学校内外の連携を促進します。

### iii 多様な状況に応じて義務教育を受ける機会となる夜間中学への支援

- ◆ 義務教育を受ける希望を持つ学齢期を過ぎた人が学んでいくことができる学びの場となる夜間中学を支援し、多様な学びの機会の実現を図ります。

101 教育委員会等が学校以外の場所等において、不登校の状態にある児童生徒等への指導、支援を組織的、計画的に行う組織として設置したもの。

102 一般に、不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設を言う。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されている。

#### iv 読書バリアフリーの推進【再掲】

- ◆ 障害の特性に応じた適切な形態の書籍を利用できるように、書籍等の充実を図るとともに、教育や就労など、人生のあらゆる段階において書籍を通じて専門知識を得ることができるように、多様な分野の書籍等の充実を図ります。併せて、書籍等の製作を継続的に行うことができるよう、製作の支援を進め、製作人材の養成に取り組みます。
- ◆ どこに住んでいても視覚障害者等が必要とする書籍等を提供できるように、関係機関との連携に取り組みます。併せて、読書や図書館の利用が難しい視覚障害者等にとって、読書や図書館がより身近なものとなるような取組を推進します。また、視覚障害者等が生涯にわたって、自ら必要な書籍を利用できるように、図書館等を円滑に利用できるよう支援します。
- ◆ 視覚障害者等が書籍等を円滑に利用できるように、アクセシブルな書籍等の利用を支援するほか、司書や司書教諭、学校司書等、視覚障害者等の読書環境の整備に関わる人材の育成に取り組みます。また、視覚障害者等がライフステージに合った書籍等と出会い、読書を通じて豊かな人生が送れるよう、様々な形態の書籍等や読書の手段について周知し、県民の理解促進を図ります。



## 6 施策の推進方法

### (1) 県における推進体制

子どもを健やかに育み、多様化する教育ニーズや課題に対応するためには、医療・福祉・産業・労働などあらゆる分野で幅広く連携しながら取り組む必要があります。県の関係部局が相互に連携し、当事者である子どもの声を聴きながら、総合的な取組を進めます。

### (2) 国および市町との連携

本県の教育施策の推進に当たり、国の所管に属する制度や事業の活用はもとより、事業の創設、制度改正などが必要となる場合は、適宜国に政策を提案します。

また、市町の教育施策との調和を図るとともに、市町において効果的に教育施策が推進されるよう、情報の共有化、広域的な観点からの調整、市町に対する技術的・専門的な助言や支援などを推進します。

### (3) 進行管理

本計画に掲げる基本目標などの目指す姿への到達状況については、成果や達成状況を把握するものとし、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善）の考えに基づき、毎年度、点検・評価を行います。

点検・評価の結果は、外部有識者等の評価を経て、議会へ報告します。また、結果はその後の施策の展開に反映します。

### (4) その他

計画期間中であっても、本県の教育を取り巻く状況の変化に機動的に対応するため、必要に応じて計画の内容について見直しを行います。

# 7 目標

施策の柱	施策	目標		
柱Ⅰ 夢と生きる力を育む	(1) 知・徳・体を育む	①確かな学力の育成	授業の内容がよく分かると答えた児童生徒の割合の増加 将来の夢や目標を持っていると答えた児童生徒の割合の増加 自分には良いところがあると答えた児童生徒の割合の増加	
		②豊かな心の育成	人が困っているときは、進んで助けている児童生徒の割合の増加	
		③健やかな体の育成	運動・スポーツが苦手(嫌い)な傾向にある児童生徒向けの取組、または能力差に応じた取組を行っている学校の割合の増加	
	(2) 主体的に社会へ参画できる資質能力を育む	①社会参画・社会貢献意識の育成	インターンシップに参加した高等学校生徒の割合の増加 海外留学をした高等学校生徒の増加	
		②情報活用能力の育成	授業中にICTを活用して指導する能力について、肯定的な回答をした教員の割合の増加	
	(3) 多様な学びの機会をつくる	①滋賀に学ぶ体験活動等の推進	「フローティングスクールの学習を終えて、びわ湖学習のテーマについての自分の考えを持ち、他の人に伝えることができた」児童の割合の増加	
		②部活動の持続可能で適切な運営への支援	部活動指導員や地域クラブ活動等の外部指導を受けている生徒数の増加	
	柱Ⅱ 学びの基盤を支える	(1) 教職員を支え、教育力を高める	①働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進	教員一人あたりの時間外在校等時間(月平均)の短縮
			②教職員の資質能力の向上	授業準備や事例研究等、実践的な研修を積極的に行っている学校の割合の増加
(2) 安心して学び、能力を発揮できる環境をつくる		①子どもの心理的安全性の確保	困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加	
		②学校安全の推進	学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少	
		③教育DXの推進	授業中にICTを活用して指導する能力について、肯定的な回答をした教員の割合の増加【再掲】	
		④学校施設の教育環境の整備	－(別途、滋賀県公共施設等マネジメント基本方針に基づき取り組む。)	
(3) 多様な教育ニーズに対応する		①特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進	個別的教育支援計画および個別の指導計画に係る「活用率」の上昇	
		②魅力ある県立高等学校づくりの推進	学校評価(第三者評価)において、魅力化の取組が進んだと評価された県立高等学校数の増加	
		③私学教育の振興	－(各私立学校の建学の精神に基づいた教育の充実を図る。)	
(4) 学びを円滑につなげる		①幼児教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続	幼児教育・保育との接続状況のフェーズが3または4である小学校の割合の増加	
		②大学、県立高等専門学校等の高等教育機関との連携や接続	大学等と連携して専門的な学びを深める取組を行った高等学校数の増加	
柱Ⅲ みんなで学びに関わる		(1) 生涯を通じた学びを推進する	①生涯学習の振興	学びの動機が「地域や社会における活動に生かすこと」である学習者の増加
	②読書活動の推進		学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たり10分以上読書している児童生徒の割合の増加	
	③図書館を生かしたまちづくりの推進		県民一人当たりの県立・市町立図書館で年間に借りる図書冊数の増加	
	(2) 地域社会で学びをつなげる	①地域と共に取り組む学びの推進	コミュニティ・スクールを設置する公立学校の割合の増加	
		②企業・NPO等と共に取り組む学びの推進	「におねっと」の出前講座および学校支援メニューの登録件数(メニュー数)の増加	
		③家庭と共に取り組む学びの推進	家庭教育支援チームを組織する市町数の増加	
	(3) 困難な環境等にある人の学びを支える	①学校や家庭での学びへの支援	困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加【再掲】	
		②多様な学びの機会や居場所の確保	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが支援に関わった児童生徒数の増加 相談・支援等を受けていない不登校児童生徒の割合の減少	

## 参 考 資 料

1	策定経過	68
2	諮問文	70
3	答申文	75
4	滋賀県附属機関設置条例（抄）	76
5	滋賀県教育振興基本計画審議会規則	77
6	滋賀県教育振興基本計画審議会委員	79
7	関係法令	80

## 策定経過

## 1 滋賀県教育振興基本計画審議会における審議

広く県民、教育関係者、有識者等の意見や提言を計画に反映させるため、「滋賀県教育振興基本計画審議会」が知事からの諮問を受けて審議を重ね、令和5年6月23日に知事へ答申されました。

令和4年10月13日	第1回会議	諮問
11月25日	第2回会議	骨子案の審議
令和5年1月24日	第3回会議	素案の審議
5月24日	第4回会議	答申素案の審議
6月8日	第5回会議	答申案の審議
6月23日	答申	

## 2 県民等からの意見の反映

## (1) 県民政策コメント

「第4期滋賀県教育振興基本計画（原案）」について、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づいて県民の皆さんに公表し、意見等をいただきました。

- ・実施期間：令和5年7月24日～8月23日
- ・意見等の提出人数および件数：11者、39件

## (2) 市町、関係団体への意見照会

「第4期滋賀県教育振興基本計画（素案）」および「第4期滋賀県教育振興基本計画（原案）」について、各市町から意見をいただきました。

令和5年4月 素案について意見照会

7,8月 原案について意見照会（県民政策コメントとして実施）

## (3) 子どもの意見聴取

「第4期滋賀県教育振興基本計画（素案）」および「第4期滋賀県教育振興基本計画（原案）」について、小中高生から意見をいただきました。

令和5年3月 素案について意見交換（令和4年度第5回総合教育会議）

7,8月 原案について意見募集（県民政策コメントとして実施）

※ この他、令和4年8月・令和5年8月にふれあい教育対談として、教育委員と子どもとの意見交換会を開催。

### 3 教育委員会との協議

大綱の策定に当たっては、知事は総合教育会議において教育委員会（教育長および教育委員）と協議することとされており、新しい大綱の策定について議論を重ねました。

令和4年5月11日	第1回会議	次期「滋賀の教育大綱」策定の進め方について
9月2日	第2回会議	次期「滋賀の教育大綱」について（策定方針）
11月11日	第3回会議	次期「滋賀の教育大綱」について（骨子案）
1月17日	第4回会議	次期「滋賀の教育大綱」について（素案）
3月27日	第5回会議	次期「滋賀の教育大綱」の策定に向けた、これからの滋賀の教育についての中高生との意見交換
令和5年5月12日	第1回会議	次期「滋賀の教育大綱」について（素案Ver2.0）
7月21日	第2回会議	次期「滋賀の教育大綱」について（原案）
9月7日	第3回会議	次期「滋賀の教育大綱」について（県民政策コメント結果報告）
11月13日	第4回会議	次期「滋賀の教育大綱」について（最終案）

滋教委教総第1249号  
令和4年(2022年)10月13日

滋賀県教育振興基本計画審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県教育振興基本計画の策定について（諮問）

滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）第2条の規定に基づき、下記により諮問します。

記

1. 諮問事項  
次期滋賀県教育振興基本計画の策定について
2. 諮問理由  
別紙のとおり

(別紙 諮問理由)

## 1. 次期教育振興基本計画に至る経緯

滋賀県では、平成18年(2006年)に全部改正された教育基本法に基づき、平成21年(2009年)に「滋賀県教育振興基本計画」、平成26年(2014年)に「第2期滋賀県教育振興基本計画」、平成31年(2019年)に「第3期滋賀県教育振興基本計画」を策定してきました。一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、平成27年(2015年)、平成31年(2019年)にそれぞれ「滋賀の教育大綱」と「滋賀県教育振興基本計画」を一体的に策定し、県の教育施策の基本的な方針を示してきました。

## 2. 現計画3年間の成果と課題

平成31年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)を対象期間とする現行の「滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画)」では、第1期計画からの滋賀県の教育の基本目標「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を継承しつつ、「人生100年を見据えた『共に生きる』滋賀の教育」をサブテーマとして、大きな時代の変革期にあって、文章や情報を正確に読み解き、相手の言葉等から考えや意図を読み解く力である「読み解く力」の育成に重点を置いた教育施策のあり方を示しました。

計画に基づき教育施策を展開する中で、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大(いわゆるコロナ禍)は、コミュニケーション機会の減少や生活習慣・運動習慣の混乱など子どもたちへ様々な影響をもたらしました。一方で、オンライン等による学びの確保の必要性が高まったことを背景に、学校現場のICT環境が飛躍的に整備され、ICTの有効活用に関する蓄積も進んでいます。ICTが子どもたちの学びの充実に寄与するために、指導方法の普及等を図る必要があります。

また、「読み解く力」の育成については、取組の普及に努め、計画の目標の一つに掲げる子どもたちにおける授業理解度の向上などに成果が表れています。引き続き「読み解く力」に重点を置いた子どもたちの「学ぶ力」の充実とともに、コロナ禍の影響も見られる「豊かな心」と「健やかな体」の充実に取り組み、「夢と生きる力」を育んでいく必要があります。

学習船「うみのこ」による教育活動や、豊かな自然に学ぶ環境学習など、滋賀ならではの学びについては、コロナ禍の影響を受けながらも工夫を凝らし、取組の継続を図ってきました。本物に触れる体験は、学びの実感や郷土愛の形成において重要であり、引き続き滋賀ならではの学びの充実に図る必要があります。

地域との連携、家庭の教育力の向上や、生涯学習の振興に関しては、コロナ禍の影響を受けながらも、オンラインの活用などを図りながら取組が展開されました。地域のつながりの希薄化や子育て家庭の孤立化傾向などを背景に、施策の必要性は高まっており、一人ひとりが豊かな人生を送るために生涯学習の機会を充実していく取組が求められます。

### 3. 次期計画で重視すべき観点

#### (1) 学習者主体で、未来社会を見据えた人づくり

次期計画の策定に当たっては、子どもたちが社会の中心になって活躍する2040年以降の未来社会を見据える必要があります。この段階の未来においては、人口減少や少子高齢化、デジタルトランスフォーメーションなどの技術革新を基盤とした社会構造の変化、グローバル化や多極化、地球環境問題などの一層の進行が予測され、さらに、こうした変化が、これまでの社会や制度の延長上では対応できない段階にまで至ると想定されています。こうしたVUCA(変動性、不確実性、複雑性、あいまい性)の時代にあっては、情勢への適応だけでなく、自ら未来を切り拓いていく力が一層重要になると見込まれます。本県の教育はこれまで、「夢と生きる力」の育成に取り組んできました。この取組を継承しつつ、学習者を主体に置き、子どもたち一人ひとりの学びの最適化などにより、主体的に答えを見出し、時代の変化にたくましく向き合う人づくりを図っていくことが重要です。

#### (2) コロナ禍の経験からの「気付き」

現在もなお全世界で続くコロナ禍は、子どもたちの学びに大きな影響を及ぼした一方で、健康の価値、学校などの場において共に学び交流する価値、本県独自の学習船「うみのこ」による教育活動をはじめとした体験的な学びの価値、そして一人ひとりや社会の幸せの価値を再認識する契機となりました。また、コロナ禍に応じた学びの模索は、オンラインによる教育活動や、ICTを組み合わせた学習教材の活用など、新たな学び方の可能性を実感する機会ともなりました。このような困難に直面する中で私たちが得た様々な「気付き」を、これからの滋賀県の教育の一層の充実につなげていくことが重要です。

#### (3) 児童生徒等の多様化に対応し、誰一人取り残さない学び

全国の傾向と同様に、本県においても、各学校種に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒等が増加傾向にあります。また、令和2年度の小、中学校の不登校児童生徒の在籍率は過去最高の水準を示すとともに、日本語指導が必要な外国人児童生徒等も増加傾向にあるなど、児童生徒等の置かれた状況は一層多様化する傾向にあります。特別支援教育の充実のほか、家庭の状況や、文化的・言語的背景の相違など、子どもたちが置かれている環境が学びにもたらす困難に対して、地域、福祉部門、経済界、家庭など多様な主体と連携を深めることなどにより、社会全体で多様な状況にある児童生徒等を支え、学びから誰一人取り残さないことが重要です。

#### (4) 高等学校段階の学びの充実

高等学校段階の学びについては、生徒の生きる力を育むとともに、義務教育段階の基礎の上に、生徒一人ひとりの好奇心や探究心を発展させる場として、課題を見つけて解決に向けて考え行動する教育を展開していくことが重要です。



#### (5) 教職員の資質能力の向上

本県の子どもたちの個々の状況に応じて一人ひとりの可能性を最大限に引き出すためには、教職員が組織的・協働的に諸課題の解決を図る力の向上が欠かせません。強い意欲と情熱をもった人材の採用とともに、OJTおよび人材育成指標に基づく研修の充実により、社会の激しい変化に前向きに対応でき、学び続ける教職員の育成が重要です。併せて、学校における働き方改革を加速し、教職員が自らの能力を十分に発揮し、やりがいと働きやすさを感じられる魅力ある職場環境の構築と、教職員の笑顔が子どもたちの笑顔につながる学校現場づくりが重要です。

#### (6) 生涯学習の振興と地域、家庭の教育力の充実

人生100年時代の本格的な到来を迎える中で、豊かな人生を送るためには、生涯にわたる多様な学びの機会の充実が重要です。地域や家庭は、学校以外での学びを支える重要な主体であり、その活力を高めていくことが重要です。

#### (7) 教育を通じた幸せ（ウェルビーイング）の実現

教育においては何よりも、子どもたちや社会の多様性を前提として、包摂性と持続可能性を十分に担保し、個々の可能性が最大限に引き出されることが重要です。愛を原点としてあらゆる主体が教育に関与し、教育を通じて一人ひとりとともに社会全体の幸せ（ウェルビーイング）が実現されるよう、教育施策を構築していくことが重要です。

### 4. 次期計画の基本的な枠組

- 現行の「第3期滋賀県教育振興基本計画」を継承し、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、滋賀県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定するものとします。
- 対象期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2029年度）の5年間とします。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定する滋賀の教育大綱と一体的に策定を図るものとします。

### 5. 次期計画について御審議を依頼する事項

以上を踏まえ、次期計画については、これまでの計画との連続性に配慮し、現在、中央教育審議会で審議されている国の次期（第4期）教育振興基本計画を参酌し、教育の当事者である子どもたちからの意見も取り入れていきながら、総合的かつ体系的な滋賀県の教育施策の計画として策定したいと考えています。

また、次期計画の内容については、現行の「第3期滋賀県教育振興基本計画」の成果と課題や、上述の「重視すべき観点」を踏まえ、愛をもってみんなで取り組み、学習者

を主体に置き、個人と社会全体の幸せ（ウェルビーイング）の実現を志向する、現計画の期間後5年間にわたる教育施策の基本的な方針を示すものとしたいと考えています。

こうしたことを踏まえ、次の事項を中心に、次期計画について御審議をお願いします。

- 時代の変化にたくましく向き合い、主体的に答えを見出し、未来を自ら切り拓く「夢と生きる力」の育成
- 滋賀ならではの学びの充実
- 教育におけるICTの効果の最大化
- 生徒一人ひとりの好奇心や探究心を育み、更に深められる高等学校づくり
- 特別支援教育をはじめ、多様な個人の置かれた状況へ寄り添い、誰一人取り残さない、地域、福祉部門、経済界、家庭など社会総がかりでの取組の充実
- 子どもたち一人ひとりの可能性が最大限に引き出され、子どもたちや教職員の笑顔があふれる学校現場の実現
- 活力ある地域や家庭と、人生100年時代を豊かなものとする生涯学習の振興

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。このほかにも、次期計画の在り方を中心に、必要な事項について御検討をお願いします。

滋 教 計 審 第 1 号  
令和5年(2023年)6月23日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県教育振興基本計画審議会  
会長 岸本 実

滋賀県教育振興基本計画の策定について（答申）

令和4年10月13日付け滋教委教総第1249号にて諮問のありました次期滋賀県教育振興基本計画の策定については、当審議会において慎重に審議を重ね、別添のとおり計画内容を取りまとめましたので答申します。

滋賀県附属機関設置条例（抄）

平成25年7月5日滋賀県条例第53号

（設置等）

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

- 2 委員は、執行機関（別表第3項の表に掲げる附属機関にあっては、知事）が任命する。
- 3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

別表（第2条関係）

1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県教育振興基本計画審議会	知事の諮問に応じて教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の教育の振興のための施策に関する基本的な計画について調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保護者である者 (3) 教育機関の職員 (4) その他知事が 適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間

2 教育委員会の附属機関

省略

3 知事および教育委員会の附属機関

省略

## 滋賀県教育振興基本計画審議会規則

平成25年7月5日滋賀県規則第81号

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）第5条の規定に基づき、滋賀県教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第2条 審議会に、会長および副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。
- 5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。
- 6 審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 会長および部会長は、審議会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部私学・県立大学振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 滋賀県教育振興基本計画審議会委員

氏名(役職)	任期	主な役職等
岸本 実(会長) <small>きしもと みのる</small>	令和4年10月13日～令和5年6月23日	滋賀大学教授
中作 佳正(副会長) <small>なかさく よしまさ</small>	令和4年10月13日～令和5年6月23日	(一社)滋賀経済産業協会副会長 (株)ナカサク代表取締役社長
磯部 美也子 <small>いそべ みやこ</small>	令和4年10月13日～令和5年6月23日	奈良大学教授
宇都宮 香子 <small>うつのみや きょうこ</small>	令和4年10月13日～令和5年6月23日	滋賀県公共図書館協議会会長 野洲図書館長
草野 圭司 <small>くさの けいし</small>	令和4年10月13日～令和5年6月23日	(公募委員)
炭谷 将史 <small>すみや まさし</small>	令和4年10月13日～令和5年3月31日	滋賀県公立高等学校PTA連合会会長
武井 哲郎 <small>たけい てつろう</small>	令和4年10月13日～令和5年6月23日	立命館大学准教授
堤 清司 <small>つづみ きよし</small>	令和4年10月13日～令和5年6月23日	滋賀県町村教育長会会長 豊郷町教育委員会教育長
寺田 佳司 <small>てらだ けいじ</small>	令和4年10月13日～令和5年6月23日	滋賀県私立中学高等学校連合会会長 立命館守山中学校・高等学校校長
中橋 尚伸 <small>なかはし ひさのぶ</small>	令和4年10月13日～令和5年6月23日	(公募委員)
野田 正人 <small>のだ まさと</small>	令和4年10月13日～令和5年6月23日	立命館大学教授
深井 千恵 <small>ふかい ちえ</small>	令和4年10月13日～令和5年6月23日	滋賀県国公立幼稚園・子ども園長会会長 近江八幡市立八幡幼稚園園長
深田 直宏 <small>ふかだ なおひろ</small>	令和4年10月13日～令和5年6月23日	びわこ学院大学准教授
福井 亜由美 <small>ふくい あゆみ</small>	令和4年10月13日～令和5年6月23日	滋賀県立北大津養護学校校長
前川 久幸 <small>まえがわ ひさゆき</small>	令和5年4月1日～令和5年6月23日	滋賀県立石山高等学校PTA副会長
松浦 加代子 <small>まつうら かよこ</small>	令和4年10月13日～令和5年6月23日	湖南省教育委員会教育長
松代 眞由美 <small>まつだい まゆみ</small>	令和4年10月13日～令和5年6月23日	大津市立長等小学校校長
南出 久仁子 <small>みなみで く に こ</small>	令和4年10月13日～令和5年6月23日	滋賀県PTA連絡協議会専務理事 野洲市教育委員会教育委員
望月 美希 <small>もちづき みき</small>	令和4年10月13日～令和5年6月23日	滋賀県高等学校長協会副会長 滋賀県立東大津高等学校校長
八幡 麻利子 <small>やはた まりこ</small>	令和4年10月13日～令和5年6月23日	滋賀県特別支援学校PTA連絡協議会会長
和田 昌子 <small>わだ まさこ</small>	令和4年10月13日～令和5年6月23日	米原市立大東中学校校長

※役職名は就任時時点のものです。

## 教育基本法（抄）

平成十八年十二月二十二日法律第百二十号

## （教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号

## （大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

## （総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - 一 地方公共団体の長
  - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4～9 省略



滋賀の教育大綱  
(第4期滋賀県教育振興基本計画)

---

---

策定：令和5年(2023年)12月26日

発行：令和6年(2024年)2月

発行者：滋賀県教育委員会事務局教育総務課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話 (077) 528-4512

---

---

滋賀県教育委員会ホームページアドレス

<http://www.pref.shiga.lg.jp/edu/index.html>



# Mother Lake

母なる湖・琵琶湖。  
——あずかっているのは、滋賀県です。